

6月15日（第1日）

6月15日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
10番	沖元大洋	11番	上松英邦
12番	山本秀男	13番	胡子雅信
14番	林久光	15番	登地靖徳
16番	浜西金満	17番	山本一也
18番	吉野伸康		

欠席議員

9番 花野伸二

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
消防長	丸石正男	企業局長	躍場克之
教育次長	山井法男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

議員、また執行部の皆さん、御出席御苦勞さまでございます。

また、傍聴席の皆様には、早朝より傍聴に来られまして、本当にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症、広島県に緊急事態宣言が発令されている状況でございます。一方で、本市の高齢者ワクチン接種は順調に進んでいるようでございます。これは市内医療機関の皆様の御尽力、ワクチン接種を受ける方の御家族の皆様の御協力、そして市職員の頑張りであると感謝しております。本当にありがとうございます。今後は64歳以下のワクチン接種となりますが、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

また、中国地方は先月15日に梅雨入りとなり、3年前の7月6日、あの集中豪雨、台風シーズンともなっております。日頃から防災対策をしていることで被害が軽減することです。どうかよろしくをお願いいたします。

コロナ対策、同時進行で混迷を極めるわけですが、議会、執行部、市民が一体になって頑張りたいと思います。どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和3年第2回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員数は17名であります。9番、花野伸二議員から欠席する旨、届け出がありました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和3年第2回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして深く感謝いたします。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先月5月15日、梅雨入りを迎え、アジサイが美しい季節となりました。今年は平年より3週間余り、観測史上2番目に早い梅雨入りとなりました。平成30年7月豪雨災害から3年を迎える今年につきましても、今後は降水量がふえることが懸念されております。3年前の災害を教訓といたしまして、市民の皆様方とともに災害に備えてまいり

たいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は第4波を迎え、4月25日から4都府県に出されました緊急事態宣言は期間延長と地域の拡大を重ね、広島県におきましても5月16日からこの対象地域に加わり、1か月を経過したところでございます。この間、本市におきましても5月13日には1週間における感染者数が6人となり、人口10万人換算での感染者数がステージ4の指標である25人を超える事態となりました。宣言の発令以後は市民の皆様の御協力により、新規感染者も減少傾向にあったところ、一昨日、本市職員の感染が確認されることとなり、感染症対策の難しさを痛感しているところでございます。皆様方には引き続き、マスクの着用や手洗い、3密の回避といった基本的な対策とあわせて、不要不急の外出を控えていただきますようお願いを申し上げます。

現在、この感染症対策の有効な手段として期待をされるワクチン接種に、国を挙げて取り組みが進んでおります。本市では、当初国や県からの情報不足などに悩まされながらも、市民の皆様への接種をできる限り早く開始したいとの思いで、市内医療機関の皆様との協議を重ねながら準備に努めてまいりました。この連携によりまして、4月19日には第1回目の接種を開始し、高齢者の皆様方への接種につきましては、来月7月20日までに完了できるよう計画を進めているところでございます。

また、取り組みに多大なる御尽力をいただいております医療従事者の方々への接種につきましては、本日6月15日には完了の見込みでございます。今後、国からのワクチン供給の状況を見ながら、接種を希望する全ての市民の皆様にも少しでも早く、着実に接種していただけるよう取り組んでまいります。

このようなコロナ禍の中にあっても、本市がこれまで交流人口の拡大を目指し、縁づくりを大切にしてきたまちづくりの種がようやく様々な形で芽生え始めており、私自身も大きな期待を膨らませているところでございます。

まず1つ目に、平成29年度から進めておりました、魅力ある宿泊観光施設整備事業でございます。

この事業趣旨に共感をいただいた株式会社レーサム様による新ホテル、「こころと身体が元気になる温泉宿 江田島荘」が、来る7月1日にいよいよオープンをいたします。本市の魅力発信の一翼を担っていただくことはもとより、この開業に向けては江田島市を愛するスタッフ43名の皆さんが集い、準備を進めていただいております。新たな雇用の場としての機能を果たしていただいております。

また、ホテルのリネン業務などにおいては、就労継続支援A型事業所ひまわりくらぶと提携し、旧中町保育園1階部分を活用して業務を行うなど、本市の福祉の基本理念でもあります「一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きるまち」づくりにも貢献いただいております。このホテルの開業により、江田島市を訪れるお客様との新たな縁が生まれることを期待をし、市民の皆様とともに、20年、30年と、いつまでも愛される宿、心のふるさととなれるよう全力でバックアップしてまいりたい、このように考えております。

2つ目は、旧切串中学校跡地に計画する広成建設株式会社江田島研修センターの、建

設の安全祈願祭が7月7日に予定をされており、来年の春の開設に向けた工事がいよいよ始まることとなりました。

この研修センターは、土木や建築、鉄道事業に携わる方々の研修所として、座学はもとより実際の線路やホームを敷設して、実地研修を体験できるものと伺っております。広成建設株式会社様からは江田島市との縁を深めるため、開設の暁には地元の子供たちに仕事の間を体験していただく中で、将来鉄道に興味を持っていただければありがたいとお言葉も頂戴しております。

3つ目は、しごとの場創出事業によるIT系企業の進出でございます。

本年3月、バレットグループ様による開発ラボ「COCODEMO」が能美市民センターに開設し、様々なメディアで取り上げられているところでございます。これに続き、東京にあるIT企業、株式会社シフトブレイン様が旧中町保育園2階部分に、また合同会社GeneLeaf様が空き家を活用したオフィスの開設を現在準備いただいております。さらに、旧大君小学校の2階、3階を活用して、株式会社ダイテック様が研究・研修スペースの開設準備を進めていただいております。

いずれの企業の皆様方もプログラマーやデザイナー育成など、システム開発やウェブデザインといった企業特性を生かした地域貢献を考えていただいております。本市における仕事の場の広がり期待するものでございます。

私の心の糧としております「念ずれば花開く」この言葉を大切にして、新型コロナウイルス感染症に向き合う厳しい日々の中にあっても、小さな花を一つ一つ、丁寧に咲かせていきたい、このように考えております。これからも江田島市をいいまちにしていく、次代を担う子供たちに引き継いでいくために皆様とともに力を尽くしてまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

さて、今議会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業や、交通船更新事業に伴います補正予算など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

2月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましては、報告書のとおりでございます。

なお、この場をお借りしまして、新任の部長職を紹介したいと思いますので、しばらくお時間をお願いいたします。

新任の職員を部局の目標とあわせて自己紹介を簡単に行わせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） おはようございます。このたび人事異動によりまして、危機管理監に任命されました佐野数博です。よろしくをお願いいたします。

危機管理ということではありますと、市長からの報告にもありましたように、いまだコロナ禍にあり、広島県では緊急事態宣言下にあります。ワクチン接種等も進み、徐々に改善傾向にはありますが、いまだ県民一丸の取り組みが必要な状況となっております。引き続き、市民の皆様への注意喚起等に努めていきたいと思っております。

また出水期を迎え、中国地方では史上2番目の早さで5月15日に梅雨入りをいたし

ました。幸い雨の少ない日が続いておりますが、これから訪れるかもしれません異常気象等に備え、防災の備え、また犯罪、事故を未然に防ぐ防犯への対策など、江田島市民の皆様への安全・安心に役立ちますよう、微力ではありますが、気を引き締め、頑張る所存ですのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） このたび、土木建築部に配属されました水頭と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

土木建築部では、平成30年7月豪雨等の豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組みますとともに、住民の皆様方の生活基盤となります社会資本を適切に整備、管理してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） 失礼します。このたび、業務課長から企業局長を拝命しました躍場克之でございます。よろしくお願いいたします。

水道・下水道は、日常生活において欠かすことのできない重要なライフラインです。市民の皆様へ、安心して安全に供給することが私たちに与えられた使命であります。この実現に向け、企業局職員全力で取り組んでまいります。今後とも御指導、御協力賜りますよう、どうかよろしくお願いいたします。

○市長（明岳周作君） どうぞよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査及び行政監査の結果について及び財政援助団体等に対する監査の結果について並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年1月分から令和3年4月分までに係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元に配付したとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 沖元大洋議員、11番 上松英邦議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。  
今期定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。  
よって、会期は8日間と決定いたしました。

#### 日程第4 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしく願いいたします。

また、類似した質問、要旨は、議事進行上の観点から重複をできるだけ避けていただきたい、簡潔にお願いしたいと思います。

なお、本定例会に関しましては、自席で行う質問、答弁については着席のまま発言してください。

4番 岡野数正議員。

○4番（岡野数正君） 皆さん、おはようございます。4番議員の岡野数正でございます。

傍聴いただいている皆様、早朝より議会にお運びをいただき、ありがとうございます。  
また、ネット配信をごらんいただいている皆様にも御礼を申し上げます。

質問に入る前に、現在広島県では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されております。そうした中、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かいながら、あわせてワクチン接種を支えておられる医療関係者の皆様の御尽力、また緊急事態宣言に伴い、休業や時間短縮を強いられている飲食店等の皆様、そして基本的な感染拡大防止や外出自粛の制約下にある多くの市民の皆様に御理解と御協力をいただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、2項目8点について一般質問を行います。

まず、1項目めの新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

本市におきましては、本年4月19日から高齢者への新型コロナウイルスのワクチン接種が始まったところであります。4月7日に開始された第1回目の予約受付では、65歳以上全ての対象者を予約受付としたことから、希望者が殺到し、電話が繋がらないといった事案が多数発生をしたと聞いております。

また、5月10日から始まった2回目から4回目の予約受付については、1回目の結果を踏まえた上で、年代別の予約受付に変更されています。

そして、5月31日からの5回目から6回目の予約受付については、初日を電話受付

のみとし、明るく日からは電話とインターネット併用の受け付けとすることでワクチン接種が進められました。

市民からは、こうした予約受付の変更に対して、改善されたという声もあれば、わかりにくい、なぜ変わったのかという疑問の声も多く上がっており、行政不信につながるのではないかと危惧しているところでもあります。そこで、市民の疑問に対して、決定、変更されていった経緯について、正しく理解していただくことが必要と考えます。

また今後、高齢者接種が終了した場合には、次の段階として一般市民へのワクチン接種も予定されています。65歳未満の市民に対するワクチン接種について、これまでの高齢者接種の経過を踏まえた上で、公平性を保ちながら円滑に行う必要があることから、次の点について伺います。

- 1、1回目の予約を65歳以上とした理由について。
- 2、2回から4回目の予約を年代別に分けた理由について。
- 3、5回から6回目の予約を初日は電話のみとした理由について。
- 4、高齢者接種状況と今後のスケジュールについて。
- 5、福祉施設及び高齢者以外の対象者に対する接種方針やタイムスケジュールについて。

以上の5点であります。

今回のワクチン接種について、本市においては、まさに担当部局及び市内医療関係者が一丸となって取り組んでおり、他都市と比較しても速いスピードで接種が進んでいることは重々承知しております。

しかしながら、市民に対するアナウンスが十分に行き届いていなかったことから、疑問や不信感を持たれてしまったという残念な結果になっております。市民が納得できるように、真摯な御回答をお願いいたします。

続いて、2項目めの江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金についてでございます。

少子高齢化が進む本市にとって、まちづくりを進めていくには行政のみならず市民参加が不可欠であることから、より積極的に推進していくためには、何らかの支援が必要だと思えます。この地域提案型活動支援補助金制度は、そうした面からいきますと有効な手法の一つと考え、賛同するものであります。

今後も継続していくために、事業効果の確認や補助金の適正支出には十分に意を払うべきではないでしょうか。事業の有効性を担保するためにも検証が必要と考えますので、次の点について伺います。

- 1、新規に提案された事業の審査について。
- 2、継続事業の検証と審査について。
- 3、提案事業期間終了後の調査について。

この3点について、どのように取り組まれているのか伺います。

以上、2項目8点について、市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から2項目8点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。答弁が長くなりますので御容赦ください。

初めに、1項目めの新型コロナウイルスワクチン接種について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、1回目の予約を65歳以上とした理由についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の気配を見せず、広島県を含む10都道府県の緊急事態宣言が続いている状況でございます。そうした中、この新型コロナウイルスワクチンにつきましては、感染症対策の有効な手段として期待がされており、大都市圏においての大規模接種の実施など、国を挙げて接種が進んでおります。

本市におきましては、当初の国や県からの情報不足やワクチン不足などに悩まされながらも、市民の皆様への接種をできる限り早く開始したいとの思いで準備をしてまいりました。

4月に国から本市に供給された最初のワクチンは1箱のみで975回分で、破損のための予備を除く950人分を、第1回接種として4月7日から予約受付を行い、19日には接種を開始いたしました。この第1回予約受付につきましては、国の優先順位のとおり、65歳以上の高齢者の皆様を対象としたもので、その対象者数は1万162人でございます。

また、本市では、対象者におけるワクチンの量や公平性、接種に対するそれぞれの思いや地理的状況、医療機関による個別接種方式なども踏まえまして、65歳以上の方全員を予約受付の対象といたしましたものでございます。

次に2点目の、2回目から4回目の予約を年代別に分けた理由についてでございます。

本市の第1回予約受付におきましては、9時に開始をし、約4時間30分で上限に達しました。この間、電話は終始混雑状態となり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。結果は、電話での受け付けが950人中21.2%の202人で行いました。

また、市の相談窓口や担当課には、当日、市民の皆様から約750件のお問い合わせがあり、電話がつかないという苦情が大半でございました。

そのため、第2回から第4回までの受け付けでは2つの変更を行いました。

1つ目は、受付コールセンターの電話対応者の増員でございます。

これは電話受付を当初の6人から4人増員をし、10人体制へと変更をしたものでございます。

2つ目は、年齢別区分の導入でございます。

これは、高齢者の方ほど重症化リスクが高いことを考慮し、予約の受け付け時期を第2回では80歳以上、第3回では70歳から79歳まで、第4回では65歳から69歳までとし、年齢別の区分を設定することで受け付け対象者数の平準化を図ったものでございます。このことによりまして、少しでも電話がつながりやすい環境を整えようとしたものでございます。

次に3点目の、5回目、6回目の予約を初日は電話のみとした理由についてでございます。

第1回受け付けでは電話が大変混雑をしたことから、インターネットのほうがより円滑に予約ができると市民の皆様にご認知されたため、第2回から第4回までの受け付けでは、家族や知人の方などの支援を受けられて、多くの方がインターネット予約でございました。

しかしながら、高齢者の方の中には、インターネット環境がない方や、ひとり世帯のため家族等の支援が得られない方も多くいらっしゃいました。また、電話で予約は取れないのかとのお尋ねも多数ございました。

そのため、電話しか手段のない方にも予約をしやすいするために、第5回及び第6回受け付けでは、初日に電話専用受け付け日を設けたものでございます。

次に4点目の、高齢者の接種状況と今後のスケジュールについてでございます。

今月6月7日からの第6回受け付けの状況から、おおむね高齢者の8割の方の予約が完了したものと判断をしております。現在受け付けが終了しております方につきましては、6月末までには1回目を、7月20日までには2回目を接種できる予定でございます。

また、予約の必要がない高齢者施設に入所している方や病院等へ入院している方につきましては、2回目の接種を6月末までに終える見込みでございます。

これによりまして、本市では国の方針どおり、高齢者の方の接種は7月末までに完了予定としております。

次に5点目の、福祉施設及び高齢者以外の対象者に対する接種方針やタイムスケジュールについてでございます。

国が示すワクチンの優先順位は、医療従事者や高齢者の方の次に、65歳未満の市民の皆様でございます。中でも、基礎疾患を持っている方や60歳から64歳までの方を優先することとなっております。

そのため本市では、昨日6月14日に65歳未満の一般の方に接種券を発送し、まずは6月21日には、60歳から64歳までの基礎疾患を有する方だけの予約を、翌々日の23日からは、基礎疾患のない方の予約を開始する予定でございます。

そして、その後一般の方への接種を開始する予定としております。

今後も国からのワクチン供給の状況を見ながら、早期に、また、より多くの市民の皆様にご接種していただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、2項目めの江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金についてでございます。

この補助金は、本市の様々な課題の解決や地域の活性化のため、自主的に活動している団体自らが企画、提案、実施する取り組みを支援するものでございます。平成27年度の補助制度創設以降、これまでに延べ59団体から申請がありまして、そのうち36団体の取り組みに対して補助金を交付しております。

具体的には、本市の特産品であるオリーブや、砲台跡などの歴史的遺産を生かした観光振興策、地元の農産物等を販売する施設の整備などの取り組みに対して支援を行ってまいりました。

まず、1点目の新規に提案された事業の審査についてでございます。

本事業に対して団体から申請があった場合には、新規に提案された事業計画書や収支予算書などの書類を確認した上で、外部の有識者、学識経験者などで構成する審査会で審査・選考を行い、その結果をもとに補助団体を決定しております。審査会では事業の必要性、公益性、発展性、実現性、自律性、独創性、これら6項目の審査基準に照らして審査を行っております。

次に、2点目の継続事業の検証と審査についてでございます。

この補助金は、最大3年間、継続支援を受けることが可能となっております。継続事業の申請時には、これまでの事業の進捗状況や成果などの自己評価調書と当該年度の事業計画書や収支予算書を提出することとなっております、これらを新規提案事業と同様に審査会で審査をし、補助の継続を決定しております。

最後に、3点目の提案事業期間終了後の調査についてでございます。

本事業完了後、補助団体から事業報告書や収支決算書、成果物等の実績報告を受け、事業が適切に実施されていることの確認を行い、補助金の精算を行っております。

なお、これまで本事業を継続して活用された、里の駅能美産直市場、NPO法人沖美町地域再生会議及び切申おかげんさんまつり実行委員会など、多くの団体が引き続き協働のまちづくりの活動に取り組まれており、本市の活性化に大きく貢献をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） ただいま、2項目8点の質問について、丁寧な御回答をいただきありがとうございます。本日の私の再質問は、緊急事態宣言下の定例議会ということで、できるだけ時間を短縮したいと考えております。答弁者の皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、これより順に再質問させていただきます。

まず、1項目めのワクチン接種についてでございます。

ワクチンの確保が十分に進まず、国から具体的な接種方針も示されない中でスタートしたワクチン接種に対して、本市では福祉保健部や市内医療機関が一丸となってワクチン接種に取り組まれております。

先ほど市長から、1項目めの1点目の質問で、65歳以上にした理由を伺いました。公平性の確保や地理的状況、接種体制など、皆様の思いなどを考慮しながら、65歳以上全員を対象にしたというふうにお答えをいただきました。

結果は、受け付け総数950人中、電話での予約は202人となり、残り748人はインターネット予約であったということでございます。また、そのときの電話予約受付オペレーターの数は6人でした。

65歳以上の対象者は1万162人。お一人の予約にかかる所要時間は10分から15分くらいかかったとすれば、6人で電話対応できるのか、誰が考えても不可能な人数であります。

そこで伺います。オペレーターを6人とした根拠は何なのか、この点についてお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 電話受付者の6人ということでございます。まず、4月、第1回目の予約受付を検討する際には、当然に電話が混雑をすることは想定をしておりました。いかに電話以外の方法で予約を受け付けることができるかを考えたところでございます。そのため、インターネットの予約での比率が高かったということは、ある意味混雑の緩和に役立ったのではないかと思っております。

その上で、電話の受付者6人の配置でございます。これは、1日で全ての予約を完了させるための配置ではなく、数日かけて予約を受け付ける予定での配置でございました。結果的にはインターネットの割合が多く、1日で終了となったものでございます。また、受付者の人数につきましては、受付コールセンターの委託先であります旅行会社と協議しながら決定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。これ1日で終了したということでございます。まず、電話予約202人で、インターネットが748人、これで公平性を保ったと言えるのでしょうか。本市においての高齢者人口は全体の約45%ぐらいと承知をしております。その中で、どれだけの方がインターネットを使っておられるのか。特に御高齢になればなるほど、その利用率は低いと考えられます。朝9時から必死で電話をかけ続けてもつながらなかった人が何千人もいるのではないかと思うわけでありまして。そうした中、750人にも及ぶ市民からの問い合わせや苦情、さらに直接市役所に押しかけたという人々のやるせない思いについてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 4月の第1回の予約受付では、国からのワクチンの供給確定が、先ほど市長の答弁にもありましたようにわずか1箱975回分という中で、それでありまして、少しでも早く、少しでも多くの方に、そして、接種が始まったということで、少しでも安心をしていただきたいという思いで開始をさせていただきました。

しかしながら、少ないワクチンの数であることから、接種をしたい高齢者の皆様の予約を全て受け付けをすることができませんでした。

また、先ほどありましたように、朝から本当に何度も何度も電話をしてくださった高齢者の皆様、そして、やっと電話がつながったときには予約が終了し、受け付けができなかった皆様に対しましては本当に申し訳ない気持ちでございます。

そのため、少しでも電話がつながりやすい環境を整えようと、第2回から第4回においては、電話の受付者の人数を増やし、また年齢を区分して受け付けを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） この1回目の混乱を受けて、部内で協議されたんだろうと思うんですが、2回目から4回目までの予約は年齢別区分制に変えられました。そのとき

の理由は、高齢者が重症化しやすいということで御高齢の方から優先する制度に変えられたわけであります。

そこで伺います。1回目は公平性などを重視した予約制でした。2回目から4回目までは重症化を考慮した予約制となったわけでありますが、この点について、担当部局としてのどのような考え方の変化があったのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 予約の考え方の変化についてでございます。5月に入りまして、第2回から第4回の受け付けは対象者の方を3つの区分、これをする事によりまして平準化をしたわけでございます。これで受け付けの混雑を少しでも解消することを目的としたものでございます。その順番といたしまして、重症化を考慮し、80歳以上の方から開始したものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 平準化と混雑を解消したいとの思いだったということでございますね。わかりました。

次に、5回目から6回目での予約受付は、初日を電話のみとされました。これにつきましては、インターネットと電話のバランスを取るためにもよかったのではないかと、いうふうに私は評価をいたしております。

続いて4点目の質問、高齢者接種の状況と今後のスケジュールでは、8割方の予約が完了し、7月末までには全ての高齢者に接種完了予定との御答弁をいただきました。私も一刻も早い高齢者の接種完了を望むものであります。

そこで伺います。8割の方の予約が完了予定とありましたが、残り2割の方々の接種についてはどのようにされるのかお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 残り2割の方ということでございます。その2割の方には、まずワクチンの接種を望まれない方もいらっしゃいます。体調等により接種ができない方もいらっしゃいます。ほかの市町村に入院をされている方もいらっしゃいます。高齢者施設へ入所されている方もいらっしゃいます。また、住民票がありながらほかの、例えば子供のところへ住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、この8割というのはおおむね妥当な接種率なのではないだろうかと思っております。

しかしながら、接種を希望しながらも予約ができなかった方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しましては、一般の接種が開始された後も予約を継続的に受け付けをすることとしております。そのため来週6月21日からを予定しております60歳から64歳を対象の第7回の受け付け、これにおきましても高齢者の方も申込みができるようにしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。高齢者の中にはひとり暮らしや、この情報が届きにくい方、さらには体が不自由な方などがいらっしゃいます。希望される方が全て

接種できるよう、取り残しを防ぐためのきめ細やかな工夫をお願いしたいと思います。

次に、5点目の質問です。福祉施設及び高齢者以外の対象者に対する接種方針やタイムスケジュールについて、昨日一般の方に接種券を発送されたと、そして、6月21日からは60歳から64歳までの基礎疾患を有する方への予約を、そしてまた、23日からは基礎疾患のない方の予約を開始する予定との御回答をいただきました。

そこで伺います。それでは60歳以下の一般の方への接種は何歳までを対象とされる予定ですか。また対象者全員の接種完了はいつごろを予定しておられますか、あわせて伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 2点ございます。

1点目の、対象者の年齢についてでございます。

国の当初計画では、16歳以上が接種の対象でございました。5月31日の厚労省通知がございまして、これによりまして12歳以上の方を対象とすることとなっております。本市では、その対象者数は今現在では1万812人ということでございます。

2点目の、接種完了時期でございます。

今後の接種スケジュールにつきましては、国からのワクチンの供給見通しがまだ示されていないことから、現在まだ未定でございます。市といたしましては、一般の方につきましても、できる限り早く接種を完了したいとの思いで、現在内部での協議や医療機関とも調整を行っているところでございます。その時期といたしましては、9月末を完了の目標としているところでございます。

このように、市では国や県からの情報が日々変化をしております。そういった中で、またワクチンの供給量が確実ではないということの中、接種数週間後であるとか、1か月後、2か月後、今後先を考えながらスケジュールを組んでいく必要がございます。そのときそのときの状況を鑑みながら、ぎりぎりの中で判断をしていることも御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。今回のワクチン接種については、市民の皆様から多くの御意見や御要望、さらには苦情などが寄せられていることと思います。厳しい状況の中、こうした市民の皆様の声を真摯に受けとめながら、予約方法等を逐次改善されていった担当部局の不断の努力には、敬意を表するものでございます。

しかしながら、残念なのはもう少し早い段階で今のような予約制度が確立されていれば、市民の皆様からの不安や不満の声も少なかったのではないかと考えます。今回のようなケースで、市民にとって何が最善かという判断は極めて難しいと思いますが、全市民を対象にするような行政行為については、公平性の確保はもちろんのこと、まずは市民の理解が得られる制度にしていく必要があるのではないのでしょうか。大切なのは、自分たちがどう考えるかではなくて、まず、市民はどう考え、どう行動するかということ熟慮をし、制度設計をしていただくことだというふうに考えております。今後は一日でも早いワクチン接種完了に向けての取り組みが続けられ、集団免疫が獲得できること

を期待し、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの江田島市協働のまちづくり地域提案型活動支援補助金について、1点目の再質問です。

この制度は、地域の課題解決や活性化につながる取り組みを支援するために設けられたもので、先ほど御答弁でもございましたけれども、平成27年度から始まり、現在までに36団体の取り組みに対して補助金を交付しているとのことでございます。現在は自由テーマ部門、補助限度額が30万、提示テーマ部門の補助限度額が50万というふうになっております。

それでは、今まで採択された36団体の部門別内訳はどのようになっているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） これまでに採択されました述べ36団体は、全て自由テーマ部門です。江田島市総合計画の部門別による内訳では、教育文化部門が6団体、産業観光部門が18団体、福祉保健部門が4団体、地域部門が8団体です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。そのうち現在もこの提案に基づいて活動されている団体が幾つありますか、伺います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 現時点で市が把握しておりますのは25団体です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） ちなみに令和3年度の申請状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 令和3年度は7団体からの申請を受け付けております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。引き続き厳正な審査をお願いするところでございます。

次に、この制度は3年間継続して支援を受けることができるため、その実際の事業内容について審査し、補助の継続を決定しているとのことでした。

そこで伺います。継続事業の申請時には事業の自己評価調書や事業計画書、収支予算書を提出していただき審査するとのことですが、この自己評価調書とはどのようなものでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 継続事業の申請時において提出していただく自己評価調書とは、これまでの事業の進捗状況や成果、再度継続事業として補助金を申請する

必要性、これまでの反省点を踏まえた改善点などを実施団体みずからが記載した調書です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 私はこの補助金事業の性格上、自己評価ではなく、評価調書には客観性が必要と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 評価においては客観性は必要です。そのために継続事業の採択に当たっては、審査会において、自己評価調書は参考として、事業計画書や収支予算書などを合わせて総合的に審査、選考を行うことで、客観性が保たれていると考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 現在の、今も伺いましたけども、自己評価調書は事業実施団体がみずから記載、作成するものですから、その部分においては、客観性が保たれているとは到底これは思えないわけであります。支援補助金は広く市民の利益につながってこそ、その意義があると考えます。この支援補助金を単年度助成する場合や、継続して助成する場合において、大切なのはやはり客観的な視点に立てる現地調査ではないでしょうか。人口減少が進む中、地域の課題解決や魅力あるまちづくりに取り組むためには今後も続けていかなければならない事業と考えます。であるならば、実施団体から出てくる主体的な資料だけで審査するのはやはり限界があるのではないかと考えます。

そこで、実際の事業効果を客観的な目で見て、現地確認するなどの審査体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 事業の終了後には、提出された実績報告書などの内容を審査、検証をいたしております。

しかしながら、実際の事業効果が確認できない場合などにつきましては、必要に応じて事業効果や補助金の使途などに関する現地調査を行うこととしております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。この客観的な事業効果を確認することは、事業及び支援補助金の適正化につながってまいります。事業効果が確認できない場合の調査というのではなくて、事業ごとに現地調査を行い、審査時の精度を高めていくことが必要ではないかと考えます。金額の大小に関係なく、補助金の原資は市民の血税です。現在もしっかりとした審査が行われていると思っておりますが、補助対象活動の審査に当たっては、現地調査を含むことで客観性を高めた適正な審査を要望したいと思います。今後もこの地域提案型活動支援補助金事業がまちの魅力づくりにつながり、元気な江田島市、行政と市民が一体となった協働のまちづくりに資することを期待し、2項目8点の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、4番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 10時59分）

（再開 11時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 熊倉正造議員。

○5番（熊倉正造君） 5番議員、熊倉正造でございます。

傍聴席の皆様、朝早くから議会傍聴ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症再拡大に伴い、医療の最前線で頑張っておられる全ての医療従事者の皆様に敬意と感謝を表します。

それでは、通告書に基づき、過去の一般質問の、その後の進捗状況について質問します。

その前に、今までの一般質問の結果として、たくさんの成果を出してもらったことに厚く御礼申し上げます。特に、素早く対応を作成されたため池ハザードマップは市民の安心・安全に、また市の年間スケジュールが毎年3月に送付され、まちづくり協議会や自治会の事業計画の作成に大いに役立っています。さらに、防災無線の難聴地域に対し、ボリュームアップや室内受信機の対応で、難聴地域の減少に大きく寄与しています。これまで市の努力に感謝申し上げます。

それでは、過去の一般質問のその後の進捗状況について5項目伺います。

まず最初に、平成29年の12月定例会における大君交差点周辺の歩道新設について質問します。

県が平成12年度に国道487号を交通安全施設等整備事業として着手、用地交渉は難航し、平成19年度から休止、その後平成29年度から事業を再開とのことでありましたが、いまだに道路脇の側溝が通路で、着手以来20年以上、質問してから3年半の期間が経過するのに歩道が新設されていません。この間検討、複数の地権者との間でやり取りがいろいろあったとは思いますが、前回質問のその後の進捗状況、できれば今後の見通しについて伺います。

2つ目、令和2年2月定例会において質問した、ため池の適正管理のその後の状況について伺います。

前回の質問時、個人管理29か所、市管理12か所あるとされた本市の防災重点ため池の数は、市長の先ほどの回答では36か所との回答でしたが、そのうち廃止決定されたのは何か所でしょうか。

3番目、2と同じ定例会におけるため池ハザードマップについて質問します。

本市のため池ハザードマップは、現在インターネットで公開されています。県は令和2年度までに県内全域の防災重点ため池の浸水想定図を作成するとの予定とのことでありましたが、県で策定された防災重点ため池の浸水想定図は本市でどのように活用しているのでしょうか、伺います。

4つ目、令和2年6月定例会において質問した、新型コロナウイルス感染症対策と地域経済等についての本市出身大学生等に経済支援をについて、その後検討したこと等に

ついて伺います。

5番目、令和2年12月定例会において質問した、登山観光客と林道の整備・防災における老朽化した観光施設の整備等、眺望確保のための樹木伐採のうち、観光施設の整備と眺望確保のために実施したことについて質問します。

以上、5項目について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 熊倉議員から過去の一般質問のその後の進捗状況について、5点の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。答弁が長くなりますので御容赦ください。

まず、1点目の大君交差点周辺の歩道新設についてでございます。

大君交差点周辺整備については、道路管理者であります広島県が平成12年度に国道487号交通安全施設等整備事業を開始いたしました。なお用地交渉の難航等の理由により、平成19年度に事業が休止となっております。

そのような中、平成27年度に入りまして、地元の皆様から改めて整備要望がございました。本市といたしましても歩道の整備は必要であると考えておりまして、事業主体でもあります広島県にお願いをし、平成29年度より事業を再開していただいております。

その後、平成30年7月豪雨災害に伴い、災害優先の観点から事業が中断しておりましたが、令和元年度から事業を再開し、現在用地交渉を進めている状況と伺っております。さらには広島県に要望してまいりました県道江田島大柿線の大君交差点歩道整備が、令和3年3月に策定されました広島県道路整備計画2021に位置づけられ、国道事業と一体的に整備を推進していくと伺っております。本市といたしましても、広島県と緊密に連携をし、事業の早期完了に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の防災重点ため池の廃止決定についてでございます。

防災重点ため池の廃止につきましては、農業用水として利用しなくなったため池について、利用者や水利権者の同意を得た上で廃止を決定し、広島県において工事等を実施しております。本市では令和2年度に防災重点ため池の見直しを行い、現在市内には個人管理24か所、市管理12か所、合わせて36か所の防災重点ため池がございます。

個人管理24か所のうち、地元自治会から廃止の要望を受けておりました江田島町の上池1号は、広島県が今年度中に廃止工事を実施すると伺っております。また、個人から廃止の要望を受けておりました大柿町の増井及び森林のため池につきましても、廃止工事に向けた調査を広島県が今年度に行う予定と伺っており、現在のところ廃止予定は3件でございます。

今後も農業用水として利用しなくなったため池につきましては、関係者の合意を得ながら、市民の皆様の安全・安心の確保のため、廃止に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、3点目の防災重点ため池の浸水想定図の活用についてでございます。

広島県では広島県防災ウェブサイトのため池ポータルページで県内の防災重点ため池

を示すとともに、地震などによりため池が決壊した場合に想定される下流への影響範囲を示した浸水想定区域を公開しております。

この中で、本市の防災重点ため池につきましては、令和2年3月に江田島町の上池2号、能美町の迫田大池、大柿町の天池上の3か所と、令和3年3月には他の33か所が追加され、合計36か所の浸水想定区域を確認できるようになりました。

なお、本市のハザードマップにつきましては、市民の皆様の緊急時避難行動につなげていただくため防災資料として活用し、本市の防災指導員が出前講座を行う際には、先ほどの36か所の浸水想定区域を含め、常に内容を更新したものをお配りをし、学習をいただいております。

これからも市民の皆様に防災意識を高めていただけるよう、最新のハザードマップ情報を提供し、啓発活動に努めてまいります。

次に、4点目の大学生等に対する経済支援についてでございます。

令和2年6月の定例会におきまして、本市出身の大学生等に対する経済的支援についての御質問をいただき、これに対して文部科学省から奨学金の貸付制度など、様々な支援策が打ち出されている旨の答弁をさせていただいております。

また、再質問においては、金銭的支援は国や大学に任せるとして、本市出身の大学生や専門学生に江田島市の特産品を贈ることで本市に出身者としての絆や縁を深め、卒業後に本市で就職することを期待したいとの御提案をいただきました。企画部長からは特産品で支援することは、郷土との絆を育む上で一定の効果は期待できるものの、卒業後のUターンを促すためには市内に働く場所があることが前提であり、働く場づくりにしっかりと取り組んでいきたいと答弁しております。

本市の最大の課題は人口減少であり、本市の特産品を贈るなど、こうした取り組みを通じて本市出身の大学生等との絆をつくり、Uターンによる就職につなげていきたいとの熊倉議員の思いは、私も同じでございます。

しかしながら、本市の特産品等を贈ることで大学生等との縁や絆が育まれたとしても、現実を見つめたとき、その方が就職できる仕事の間が提供されない限り、本市へのUターンは成就しないであろうと推察をいたしております。

そのため、大学生等に対しては一時的な経済支援策によらず、まずは就職の選択肢の一つとなり得る多種多様な仕事の間をつくり出し、交通基盤や安心で魅力的な子育て環境など、ふるさとでの生活の基盤が築ける環境を整えることで、Uターンによる就職を促していきたい、強くこのように考えております。

次に、5点目の登山観光施設の整備と眺望確保のための樹木伐採についてでございます。

本市においては、登山観光施設の整備につきましては、登山観光客の安全面を第一に考え、施設の維持修繕を実施しております。本年2月には、陀峯山山頂にある瀬戸内の島々を記したパノラマの亚克力板を修繕いたしました。さらに、3月には休憩所の柱が腐食しておりましたので取りかえて補強しております。このほかにも令和2年度事業として、野登呂山は山頂に至るまでの案内看板を新たに設置したほか、砲台山では山頂までのルートに案内板を設置し、創造の森森林公園内の施設案内看板を新しいものに交

換するなどの対応を行っております。

次に、林道や山頂からの眺望確保のための樹木伐採につきましては、野登呂山山頂では野登呂山森保全の会、砲台山創造の森森林公園付近ではNPO法人沖美町地域再生会議の皆さん方に、ひろしまの森づくり交付金を活用していただき、樹木伐採などを行っていただいております。

また、江田島町のヲタカ広場付近の林道では、令和元年度からNPO法人古鷹フレンドシップクラブの皆さん方が眺望確保のための樹木伐採などを行っており、今年度からはひろしまの森づくり交付金を活用される予定となっております。

さらに、古鷹山とクマン岳では平成25年度から江田島トレッキング倶楽部の皆さんが登山道の維持保全のための活動を継続されており、今年度も市消防本部や海上自衛隊第1術科学校の有志の方々と登山道の整備にお力をいただいております。今後も樹木伐採や里山の維持保全活動に協力していただけるボランティア団体への支援を継続して行い、ふるさとの里山を愛する新たな森の守り手を育成していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、大君交差点周辺の歩道新設について質問します。

前回、オリーブファクトリーのレストランに来た客が、食事までの待ち時間を利用して大君を散策しようとしたとき、この交差点で通行する車両に危険を感じて戸惑っていました。歩行者に対する危険を早急に除去するために歩道を新設してほしい旨、質問しました。

これに対し、事業主体の県が今年度、そのとき平成29年度なんですけれども、事業を再開しているところですよとの回答がありましたが、この回答後3年半たちました。何も変わっていないんですが、その後どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 平成29年度に事業再開した後につきましては、工事に必要な用地の取得に向けまして、関係者の方々と土地境界を確認する作業や交渉などを行っているところから伺ってございます。現在はこのような用地交渉の段階にあることから、約3年半の間、現地の状況としてなかなか事業の進展が見られない状況であるというような状況でございました。

しかしながら、用地交渉におきまして、一部の関係者の方には前向きに御検討いただいているということもあるように県のほうから伺ってございます。何ゆえ歩道整備には用地の取得が必要でございますので、今年度につきましても、引き続き用地の取得に向けた作業や交渉を行うということで県のほうから伺ってございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） この3年半いろいろあったと思いますが、これは先ほど部長さん言いましたように、複数の地権者とのやり取りがいろいろあったと思いますが、差し支えなければこのやり取りなんかはわかりますか、教えていただけますか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） これまでの関係者の方々との交渉経緯についてでございますけれども、事業に必要な用地の取得に向けた関係者の皆様方に事業に対する御協力、こういったお願いであったり、事業に必要な用地取得に向けて、土地の境界の確認作業等を行ってきたというふうに伺っております。

なお、具体的な交渉内容につきましては、現在県のほうでも交渉中であるということもございますので、大変申しわけございませんけれども、この場での個別の御説明については控えさせていただくということで御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ただいまの件、了解しましたけれども、当時平成29年に質問したときに、平成31年度に工事ができると県から聞いている旨、回答ありましたと言うことでしたけれども、この回答と今工事ができていない状況、これはどのように考えられますか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 以前に御説明をさせていただきました、歩道新設に係りますスケジュールでございますけれども、関係者の皆様方に土地の境界を確認する作業を行っていただき、用地買収に応じていただくことができれば、工事に入れるという手順をまず御説明させていただきました。また、その手順が順調に進んだ場合には、平成31年度の工事が可能ではないかということで御説明させていただいた次第でございます。

そうした中、現在の状況につきましては、関係者の方々との土地の境界を確認する作業を行っている段階でございますので、なかなかすぐ工事に入れる段階ではないと県のほうから伺っております。

今後の具体的な工事時期についてでございますけれども、やはり用地取得というのが必要となりまして、これらの交渉の進展状況等によりますことから、なかなか具体的な時期というのは申し上げにくいところではございますけれども、県のほうからも用地交渉が順調に進んだ場合には、工事に早期着手するよう取り組むとのお答えもいただいております。

まずは土地の協力や確認作業が進むように、市としても県と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） わかりました。一日も早く完成して、大君交差点周辺の危険を除去してください。もう一度、県に対して督促をしてほしいと思います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 県への要望につきましては、毎年行っております主要事業提案などの機会を通じて、これまでも要望してきたところでございます。引き続き、当該工事の事業促進について県に要望していくとともに、本市といたしましても、

事業促進に向け、用地交渉等において県事業と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ひとつ督促よろしくお願いします。

それと、先ほどの市長答弁にありました、令和3年3月に策定された広島県道路整備計画2021の県道江田島大柿線の大君交差点歩道整備について、この歩道整備計画を説明してもらえますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 県道江田島大柿線の歩道整備についてでございますけれども、県のほうからは、大君交差点から柿浦方面に向けまして旧大君小学校があると思いますけれども、そちら側に約60メートルの区間の歩道整備をするものということで伺ってございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） となると、旧大君小学校のグラウンドもブロック塀がありますが、あれも含めて相当削られるんですか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 県道江田島大柿線の歩道整備につきましては、令和3年3月の道路整備計画2021で位置づけがなされたものでございます。そうしたことから、今後の計画というのは今から立てるものでございますので、まだ詳細につきましては決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 今柿浦のほうに60メートルといいましたけれども、これは平後橋付近までのことですか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 今こちらのほうの事業につきましては、まだ起終点も含めて県のほうで検討をされるというふうに伺っております。そういったことから、まだ具体的に橋の手前で終わるか終わらないかとかいったようなことについては決まっていない段階であるというふうに県のほうから伺っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） このたび、紡績工場跡地が市に寄贈されました。跡地の活用については未定ですが、市の陸の玄関にふさわしいものに期待するとともに、ぜひともこの大君交差点も陸の玄関にふさわしいものにしてほしいと思います。ひとつよろしくお願いします。

次に移ります。

ため池の適正管理のその後の状況における防災重点ため池の廃止が決定、何か所かに

ついて伺いますが、前回の質問で、個人管理29か所のうち所有者不明12か所を除き、17か所のうち14か所が回答、7か所が廃止の意向と聞いてましたけれども、大君にあるため池は廃止として理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 広島県の防災重点ため池の見直しに伴いまして、個人管理のため池につきましては29か所から24か所となっております。このうち、所有者が存在する12か所のため池の存続に関する届け出がございまして、5か所から廃止の希望がございました。大君にありますため池の森林も廃止の希望がございましたので、現在廃止工事に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 森林が廃止のあれに入っているというのはわかりましたけれども、森林の廃止時期はいつごろを見込んでいるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ため池森林につきましては、今年度広島県が測量設計を行うと聞いております。来年度、令和4年度には廃止工事を実施する計画と伺っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 森林、令和4年度の廃止工事、了解しました。

現在のため池は、農業利用のため池を除き、どこにあるか分からないのが現状です。ここにため池があったと言われて、山に入っていったら埋まっていたというのが実情です。不測の事故防止のため、廃止すべきため池は廃止したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 現在防災重点ため池のうち、個人管理、それから市管理含めて7か所の廃止を予定しております。うち令和3年度に1か所、令和4年度に2か所の廃止工事を計画しております。

今後につきましても、農業用水として利用しなくなったため池につきましては、ため池の所有者や利用者の合意を得ながら廃止を推進し、農業用ため池による人的な被害を未然に防止することに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） ため池の適正管理というのは非常に地味な仕事なんですけれども、市民の安心・安全のため、確実な実施をひとつよろしくお願いいたします。

次に移ります。

2と同じ定例会において質問した、ため池ハザードマップについて質問します。

本市のため池ハザードマップは現在インターネットで公開されています。県で策定された防災重点ため池の浸水想定図は、本市でどのように活用しているのか伺います。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 本市におきましては、先ほどの市長答弁にもありましたように、防災に関します地域への訓練等に、資料等その地域の防災ため池の浸水想定区域を想定した図面等をもって、地域の方へ周知、訓練に利用させていただいております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 先ほど市長の答弁に上げた防災指導員というのは、これは地域防災リーダーのことでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 防災指導員につきましては、危機管理課に所属している職員になります。その職員が地域防災リーダー等へ指導をしているということです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 了解しました。県によるため池ハザードマップの作成は、私の調べでは令和2年6月現在、本市関連29か所、そして市長答弁では36か所になりましたが、これで全て終了でしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 令和2年3月に3か所、令和2年6月に29か所、令和3年3月に4か所を追加して合計36か所が現在公開されております。これで全てになります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 了解しました。ため池の所有者や管理者は高齢者が多く、この浸水想定図、インターネットで見るといっても見られない人がほとんどです。これの関係者には、前回私も言いましたように、ため池の事故防止のチラシを作成して配布することが一番いいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 佐野危機管理監。

○危機管理監（佐野数博君） 議員のおっしゃられるように、御高齢の方にはそういった周知のほうが必要かと思っておりますので、広島県が注意喚起のために作成しましたチラシがございます。それを高齢者の方にも関心を持っていただけますように、次回の7月広報紙とあわせて全戸配布するように準備したいと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 7月の全戸配布、ひとつよろしく願いいたします。

次に移ります。

4番目、大学生等に対する経済支援ですけれども、市長の答弁のとおり、本当にゼロ回答でございました。しかし、前回執行部の回答はホームページ等で本市出身の学生等を募集し、どういった支援ができるのか、そのあたりを十分に検討した上で、それに見

合った学生さんを募集するということが優先されるべきだろうと思いますので、そのあたりは慎重に進めたいということで、本当にゼロ回答でしたけれども、この検討、十分に検討したのでしょうか。その検討内容について教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 市外におられます大学生等への支援につきましては、市内在住の大学生等との公平性や、本人や御家族の収入の状況、国や県などの支援策などを踏まえた上で、施策の効果が見込まれるものを実施して制度化していくというのが原則でございます。前回の答弁では、仮にこうした支援策を行うにしても、真に支援を必要とする学生等を募る必要があるために、ホームページ等で本市出身の大学生等を募集するのは慎重であるべきとの趣旨で答弁をさせていただきました。

現在大学生等に対しましては、国からアルバイト先が休業となった場合の休業手当、家賃相当額の支給、授業料の免除や奨学金の支給、生活資金の貸し付けなど様々な支援制度が用意されております。市としましては、大学生等に対する支援は一時的な経済支援にとどまらず、市内に仕事の場をつくり出し就職先の選択肢を広げることが、結果として学生や御家族の支援になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 今の大学生等がバイトがない、食費もないというコロナ禍は今でも続いています。人口減少対策に王道はありません。あの手この手を使って江田島出身の大学生等のリターンを図るべきかと思います。

次、5番目に移ります。

老朽した観光施設の整備と眺望確保のための樹木伐採について伺います。

老朽化した休憩所や展望台につきましては、安全面を第一に考え、補強または撤去などを進めてまいりますとの回答がありました。そのとおり、陀峯山の休憩所、あずまやの支柱の根本と中心部は補強されました。この点には市長の答弁のとおり、感謝申し上げます。

ただ、この休憩所、あずまやは支柱だけで成り立っているのではなく、中心部にあるテーブルと一体と思うのですが、このテーブルの真ん中に大きく穴が空いて、くぎが無数に出ていて危険です。テーブルとして使い物にならないほど腐食が進んでいるというこのことを確認しているのでしょうか。どうして支柱の補強完成したときに気がつかなかったのでしょうか、お願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 令和2年12月定例会におきまして、陀峯山のあずまやについては、修繕する方向で検討する旨の回答をいたしました。それまで、このあずまやにつきましては、テーブルと椅子も含めて廃止撤去する予定でございました。しかしながら、撤去後に新設するということになる多額の費用を必要とすることから、地元の業者さんをお願いして修繕をお願いすることとなりました。年度末でございましたので、まずは額の大きい柱のほうから修繕をさせていただきました。テーブルと椅子につきましても、今年度修繕する予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） テーブルと椅子につきましても、ひとつ修繕、新調よろしく  
お願いいたします。

それと、陀峯山山頂展望台にある眺望案内板のうち、市役所や宮島方面の2つはきれいに整備されました。市役所、大柿高校の案内板が前面に立ちはだかる樹木で、肝心の市役所、大柿高校は、僅か10メートルに満たない展望台を右に行っても左に行っても視界が樹木で遮られて全く見えません。眺望案内板を整備するとき、どうしてそこから市のシンボルの市役所や大柿高校が見えるかどうかを調べなかったのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 樹木伐採でありますとか維持保全活動につきましては、協力していただけるボランティア団体への支援を継続しまして、森づくり県民税を活用した新たな森の守り手を育成していくことを考えております。陀峯山につきましても、できれば地元のボランティア団体をお願いしたいと思って、ただいま調整をしているところでございます。ボランティア団体の皆様との調整が整いましたら、早急に対応いたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 陀峯山のキャッチフレーズが、パノラマ展望台陀峯です。登山道のあちこちにパノラマの看板があります。ひとつ看板倒れにならないようお願いします。

また、案内板のうち、南方を見る柱島、怒和島方面を見る眺望案内板に水分がたまっていて見苦しいんです。どうして眺望案内板3つを修理できなかったのか、お答え願います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 大変申しわけありません。3つのうちの2つは修理したんですけれども、残ったこの1つがちょうど、先ほど申し上げましたあずまやの修繕するところに近接しておりましたので、昨年度の修繕をすることはできませんでした。こちらにつきましても、今年度の施工とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） こちらのほうもひとつよろしく申し上げます。

最後に、前回執行部から、江田島六峰の山頂付近の美しい眺めを確保するため、森づくり県民税等の財源を利用しながら計画的に行う旨回答しています。早急に眺望確保のための樹木伐採をお願いして終わります。

以上、ありがとうございました。終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、5番 熊倉議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時00分まで休憩いたします。

（休憩 11時55分）

(再開 13時00分)

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 角増正裕議員。

○2番（角増正裕君） 皆さん、こんにちは。2番議員、政友会の角増です。

それでは、通告に従い、1項目3点の一般質問を行います。

合併特例債等の市債について。

2度の期限延長により令和6年度末まで活用可能な合併特例債を含む市債について、次の4点を問う。

1、合併特例債の内容について、本市の利用枠と現時点の利用額は。

2、合併特例債の活用状況で、現在までに事業が完了した案件、今まさに活用して事業を遂行中の案件、今後活用して行う予定の案件等の活用実績、状況は。

3、合併特例債を含む市債について、決算が確定している令和元年度末の既存借入れを基準として、償還済みとなる市債により年度別元利償還額（10年間）は、どの程度の減少が見込まれるか。

また、10年間の元利償還見込額合計と、それに含まれる交付税算入見込額はどうか。

4、合併特例債の償還に伴う交付税算入見込額は、地方交付税の増加要因であるが、地方交付税には合併に伴う特例加算の終了や国勢調査に基づく人口減少や交付税措置のある既存借入れの完済による減少要因もある。

こうしたことから、合併特例債を活用しても実際には地方交付税は減少要因と相殺されてしまうのではないか。

以上、答弁方、よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 角増議員から1項目4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の合併特例債の本市の利用枠と現時点の利用額についてでございます。

本市の合併特例債の要望可能額は国の定めた基準に基づき計算されたもので、その額につきましては153億3,880万円でございます。これまで2度の期限延長があったものの、要望可能額につきましては、当初から変更はございません。また、令和2年度末時点の利用額につきましては92億3,740万円、60.2%となっております。

次に、2点目の合併特例債の活用状況についてでございます。

合併特例債につきましては、平成16年11月の合併から17年が経過する中で、まちづくりの基盤となる施設整備などに活用してまいりました。子育てや教育の環境を整えるための保育園や、学校の統廃合に伴います園舎や校舎の整備、地域のまちづくりの拠点となります市民センターや交流プラザなどの公共施設の整備、そのほか、まちの玄関口であります公安施設の整備などに活用してまいりました。

また、今後の活用事業としましては、大柿市民センター、（仮称）飛渡瀬交流プラザ、（仮称）切串交流プラザと認定こども園きりくしなどの施設整備を予定しております。

次に、3点目の合併特例債を含む市債の年度別元利償還額の減少見込み及び10年間の元利償還額合計とそれに含まれる交付税算入見込額についてでございます。

令和元年度末の一般会計の市債残高は192億16万円でございます。年度別元利償還額の減少見込みにつきましては、既存借入分の償還で申しますと、令和2年度の20億8,800万円に対しまして、令和11年度は10億5,200万円、10億3,600万円の減となります。令和2年度から10年間の元利償還額の累計は159億8,900万円でございます。このうち、交付税算入見込額が約121億4,700万円で、市の実質的な負担は約38億4,200万円の見込みとなります。

しかしながら、これらの額は令和2年度以降の借り入れを反映したものではございません。事業を実施する際には市債の借り入れを行いますので、それに伴いまして、償還額も市債残高も変動してまいります。今後も健全な財政運営に向け、償還額と借入額との均衡を図りながら、市債残高、元利償還額の抑制管理に努めてまいります。

次に、4点目の合併特例債を活用しても実際には地方交付税は減少要因と相殺されてしまうのではないかについてでございます。

交付税算入のある市債の償還終了に伴います交付税の減少につきましては、議員がおっしゃられるとおり、完済する償還額よりも新たに償還が始まる額が少ない場合に交付税の減少要因となります。一方で、完済する償還額よりも新たに償還が始まる額が多い場合は増加要因となります。各年度の償還額及び完済の時期については、市債借入時の金額、利率、借入期間、借入時期などの条件により異なっております。先ほども申し上げましたとおり、償還と借り入れの均衡を図りながら市債の管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回の質問で、現状把握と着地点を確認していけたらと考えています。合併からこれまでの合併特例債を活用した公共施設統廃合を振り返ってみます。

例えば、江田島町は現在小学校2校、中学校1校となっておりますが、合併時の小学校8校と中学校2校を統廃合して、10校が3校となった結果です。残す学校について投資をするのは、今後の住民サービス維持の観点から必要な投資です。公共施設統廃合で合併特例債を借り入れる際には、このように人件費や施設維持費を削減していくことが前提と考えます。

次に、統廃合に伴う不動産取引を見ていきます。

新たに取得したのは、消防庁舎用地の江田島ボウル跡地と梶川医院の跡地の購入と切串交流プラザと認定こども園きりくしが整備される予定の旧山崎病院跡地の寄附受納です。私は、いずれの地域も中心部に位置していた未利用地で、まちづくりの観点からもこれらの土地が廃墟となるのは好ましくなく、適切な取引であったと考えています。

売却した閉鎖施設は、旧津久茂小学校、旧秋月小学校、旧切串中学校、旧江田島幼稚園、旧飛渡瀬保育園、能美町中町の旧給食調理場などです。全体としては、売却した土地が取得した土地と比べて面積も金額も上回っています。これらの取引の差し引きでは、江田島市に入る固定資産税収入も合併前よりも増加すると推察できます。

先ほどの答弁で、合併特例債を活用した公共施設統廃合については、令和6年度末までに市民センター、交流プラザなどの集会施設の整備が上げられています。答弁の中で、今後の活用事業として大柿市民センター、飛渡瀬交流プラザ、切串交流プラザがあげられています。市民センター、交流プラザ等の整備については、地域ごとに進められているので、全体像を把握するのが困難になったという状況という側面があります。全ての地域を新築しているのではなくて、耐震性建物がある地域は最小限の改修で決着しています。耐震建物がなくても、江田島町秋月では適当な代替地がなく、調理台を更新して決着したと聞いています。現状で残っている未決着の地域というのはどのくらいあるのかということを確認したいと思うのですが、どこが残っているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 市内全体では22地域ございます。11地区で今整備が完了しているところでございます。残りの整備地域については11か所となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 残りがたくさんあるように見えるんですけども、私がいろいろ全体を、平成25年に出た公共施設の白書とかから今までの推移等を見ても、地域22地区のうちで、地区内に1か所も耐震建物がないよという地域は限られていると思うんですけども、今言われた、残っている中で耐震建物がないよという地域はどこでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 地域内に拠点となる耐震施設がない地域なんですけど、江田島町でいえば中央地区、これ向側、山田が入ってくるわけなんです。それから大須・幸ノ浦地区、それから大柿町の大君、柿浦、4か所になります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 今4つ上がったんですけども、江田島町の中央地区には支所も含めて保健センターとか武道館もあって、集会施設ではないのかもしれないけれど地区内に耐震建物があると思います。あと、大須・幸ノ浦、大君にも、大須・幸ノ浦については、消防屯所になる予定の建物も今回下水の切りかえで耐震建物だと思うし、大君にも1階の小さい部分になるかもしれないけど、ふれあいみたいな建物があったと思うんですね。そういう意味では、今言われた4つの中で、全く耐震建物がないというのが柿浦だけなのかなと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 地域の拠点については、地元の方と話し合いを進める中で、どこを拠点にするか、これを決めていくわけなんですけど、今議員おっしゃられるとおり、全体を見渡して、もう耐震施設が全くないよという地域については、柿浦地域なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 今のようなことが把握できる資料がないというのが、今ここまで来て、さっき言った、私は現状把握と着地点を確認していこうという時期だと思うんですけども、残りの期間を考えて。大きな課題ということがあるので、私は整備済みの地域と未決着地域を一覧にして公表して、現状把握できるようにしたらと思うんですけども、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 公共施設の再編整備、集会施設の整備につきましては、我々が整備する中では整理したものがございます。とはいえ、どこの地域をいつやるかとか、期限を定めたものまでにはございませんので、これは地元の合意を図りながら進めていくという観点でやっております。全体とすれば、整理したものがございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） もう整備が済んでいる地域を公表することには問題はないと思うので、それで、いつやるかじゃなくて、ここが残っているということはまた問題はないと思うので、そういう意味では一覧表を作成して、広くホームページなり議会のほうに示していただけたらと思います。それは要望させていただきます。

次に入ります。

合併特例債の活用について、これまで2回延長になったんですけども、2回の期限が迫ったというときに、本庁舎であるとか、消防施設とか、切串小学校大改修と保育園整備などについて、合併特例債期限ぎりぎりになって計画が公表されて混乱を招いたということがあったと思います。

それらを踏まえて、大きい案件は、あと3年半ということを見ると、大きな事業は基本設計、実施設計、建設ということで3年を要しているという今までの実情も考えて、大きい案件は今年度中に方針を決める必要があると考えます。その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 今後の合併特例債を活用した事業の見込みについてのお尋ねかと思えます。

先ほど市長答弁でもありましたように、今後合併特例債を活用して地域の拠点となる施設を整備しますもので、既に説明をさせていただいているものは大柿市民センター、切串交流プラザと認定こども園のきりくし、そして飛渡瀬交流プラザがございます。

そして、先ほどの企画部長の答弁にもございましたが、柿浦地区については、耐震建物がないということで、柿浦自治会からの要望を受けて、今現在、政策推進課が地元協議を進めているというふう聞いております。

ですので、公共施設の再編整備に当たって、合併特例債を活用するもので今現在スケジュールの中に載っておるものは、ただいま申し上げました4施設になるかと思えます。

それともう一つ、合併特例債を有利な財源として活用して、私どもでまちづくりで

きるのが、統廃合した施設の解体でございます。これには合併特例債が活用できますので、令和6年度までを見据えてこれを計画的に解体していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） ぜひ早め早めに、期限があるわけですから、対応していただけたらということをお願いします。

それと、私ちょっと解体についても質問を用意していたんですけども、今江田島市のホームページに、入札情報として旧沖美町役場庁舎などの解体に係る設計業務が掲載されたりしてきています。令和6年度末までに市民センター、交流プラザの整備とあわせて閉鎖施設の解体を進めるということだと推察しているところです。今具体的に上がっているのは沖美町役場とか、三高支所のあたりの一連の建物とかが上がったりとか、高田の公民館を解体するとかというような話を聞いたりしているんですけども、もう決定しているところと今後の予定というのが、示される範囲でお示しいただけたらと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 解体計画の策定に当たりましては、財政課と未利用財産を活用しております政策推進課が協議を重ねまして、解体のための優先順位、基本的な考え方でございますが、これをつくっております。

まずは、一番は借地に建てられてあるもの、これは皆さん御理解いただけると思うんですが、これを優先順位の1位として、次に、跡地の売却がこれまで引き合いがあった物件、そういったものを優先していきたいと考えております。

それともう一つは、老朽化が著しく、これを放置しておく周辺住民の皆さんに御迷惑がかかるような建物、その3つの指標を立てまして、今合併して公共施設の再編整備で統廃合した施設を、この3つの物差しで精査をして計画を立てておりますものが、令和6年度までで18棟、今のところ計画を立てたものがございます。その個別の施設については、ここで申し上げるのは控えさせていただきたいのですが、今現在計画が進行しているのは、先ほど角増議員おっしゃっていただいた高田の公民館、これは借地に建ててあるものですから、今年度解体工事をする予定で今現在準備を進めているところです。

それと、来年度の解体予定で、今年度設計のための予算をいただいておりますのが、旧沖美支所と、旧三高支所及び旧三高老人集会所、これについては今年度設計のための予算をいただいておりますので、来年度の解体に向けて準備を進めております。

それ以降は、これまで売却のために引き合いのあった物件で、県道ですとか国道に面したところにある老朽化した建物、これらを優先して取り壊していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） 非常に分かりやすく、そういうことにも合併特例債を活用

していくんだなというの、今まであまり説明なかったんですけども、今後、6年度末までに計画的に行って、公共施設統廃合の総仕上げのような形で進めていただけたらと思います。

次に、既存借入れの質問のほうに入らせていただけたらと思います。

既存借入れの年度別返済額について、今年2月に公表された江田島市行財政経営計画の資料編に掲載されています。そこから現状、旧町時代の借入れが着々と完済となり、合併後20年が経過する令和7年度以降は、合併特例債も完済となっていくということが見てとれます。

その結果10年後には、先ほど答弁であったんですけども、年度別返済額が約10億円減少するとの答弁をいただきました。私は、有利な借入れといえども合併特例債も借りないには越したことはないんですが、令和6年度末までに公共施設統廃合による施設整備、閉鎖した施設の解体、過疎債の利用が検討されている高速船2隻の更新で、一時的に借入れが膨らんでも、既存借入れの完済により年度別返済額の増加は限定的に推移して、今後の財政運営でぜいたくをしなければ借金で火だるまということではなくて、何とかやっていけるのではないかと、この資料編の既存借入れの資料を見て合点がいきました。答弁でも指摘されたように、新しい借入れを行うと年々変動する側面があります。先ほど述べた江田島市行財政経営計画については定期的な見直しが必要と考えますが、この点について、どのようにされようとお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 行財政経営計画の定期的な見直しについては、それぞれの常任委員会で議員の皆様方にも一度説明させていただいたと記憶をしております。これは前年度の決算が整いましたほぼ7月以降、夏を一つの目安として、前年度の決算値を反映したものと、もう一つは、先ほど来述べさせていただいておりますように、公共施設の再編整備と解体に関するものについては、合併特例債を活用していきたいと考えておりますので、決算の確定した数値と今年度を実施する公共施設の再編整備、解体など、こういった大きいところの数値が固まりましたら、それらを反映したものを年次年次においてこの収支見込みの中に反映させていただき、また議会にも報告をさせていただきながら、常に現状の財政状況について、議員の皆様方と共通認識を得ながら物事を進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 角増議員。

○2番（角増正裕君） そのように事業がだんだん固まってきて、全然新しいことが入ってくれば、見直すというときにはぜひ具体的な事業を、金額まで正式に検証できるようにしてもらいたいと思うんですけど、その辺はまだ議決を得てないとかというようなこともあるんだと思うんですけど、事業名はこれをやるんだということはしっかり掲載してひもづけが、これをやるからと、口頭ではこういうところにお金が大きく要るんですよと分かるようにひもづけしていただけるようにお願いします。ここのところは今後の改定に当たって配慮していただけたらと思って要望します。

次に進みます。

次に、地方交付税についてに入っていきたいと思います。

地方交付税について、答弁で、合併特例債等の借り入れが完済すれば交付税算入額の減少要因となるということをしかり示していただきました。今後10年間で既存借り入れの年度別返済額が10億円減少することを勘案すれば、新たな借り入れによる交付税算入額等を相殺されてしまうということはいえます。全体では、年度別返済額が増加しないのはよいことですが、地方交付税の算入額が増加しないという、ちょっと残念なことが、両方がいいことにはならんというようなことがはっきり形として、ここ何年かの推移を見ても、地方交付税というのは、合併特例債組んでいるはずなのにふえないんだというのが何となく感じでわかるような推移を、ここ何年かの実績でも感じていたところで、この資料を見て、そういうふうなことがあるんだなということがはっきりわかったところです。

先ほども申したんですけれども、私はぜいたくをしなければ何とかやっていけるという状況と江田島市の財政状態を、年々の経常収支比率とかというのは、それは家計でも子供が大学卒業するまでは貯金を取り崩したり、借り入れをして苦しくても、卒業すれば支出が減って何とか生活できるようになったりするものです。江田島市に置き換えると、借り入れの完済、人口の減少に伴い、財政規模は小さくなっていくんですが、住民サービスは維持していける、そういう状態を実現できるというふうに考えます。だけど、それは私ひとりとか市長ひとりとかという話ではなくて、この江田島市行財政経営計画を指針として、次なる10年、未来のまちづくりというようなことが掲げてありますが、議論をしていくことが今後、毎年改定してしっかり議論していくということが重要です。そのように結論づけて、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） この際、暫時休憩いたします。13時45分まで休憩します。

（休憩 13時29分）

（再開 13時45分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 皆さん、こんにちは。13番議員、立風会の胡子雅信でございます。

新型コロナワクチン接種が、今聞くところによりますと順調に進められているということで、医療機関、行政機関、その他皆様方の御協力に感謝申し上げます。

通告に従いまして、海上交通につきまして5点の質問をいたします。

国勢調査が5年に1度行われますが、令和2年の国勢調査速報値では、江田島市の人口は前回調査の平成27年に比べ2,402人減少し、率にして9.9%減の2万1,937人でした。平成2年以降の国勢調査結果を見ても、5年単位で2,300人から3,000人の人口減少があり、この傾向に歯止めがかかっていないのが現実です。

江田島市は広島湾に位置し、通勤、通学、通院など市民生活において、広島市と呉市との往来が多く、早瀬大橋経由の陸路での移動手段はありますが、海上交通に大きく依存しているのが実態でございます。

人口減少によって乗降客数も毎年減少する厳しい状況にある中、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大によって、出張者や観光客などの利用者も減少し、さらに環境は悪化しております。海上交通をどのように支援していくか、また江田島市民の生命線をどう維持していくかが課題でございます。

そこで、5点につきまして質問いたします。

1点目、新型コロナウイルスによる影響で乗降客数が著しく減少している航路事業者を支援する航路維持支援金の利用状況及び全航路の乗降客数の状況。

2点目、人口減少が進む中、航路運営は年々厳しい状況にあり、市全体の海上交通をどう考えていくか。

3点目、中町・高田一字品航路は公設民営化して3年目から経常赤字であり、令和2年10月からの新たな指定管理期間となったタイミングで、減便や回数券・通勤定期券の運賃改定等見直しを図ったが、今後赤字が続いた場合の対応をどうするか。

4点目としまして、広島県生活航路維持確保対策事業補助金制度の適用航路拡大についてどう考えるか。

5点目としまして、人口減による利用者減を補う施策をどう考えるか。

以上のことにつきまして、答弁をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 胡子議員から5点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

1点目の航路維持支援金の利用状況と全航路の乗降客数の状況についてでございます。

航路維持支援金は、コロナ禍による乗降客数の減少が生じながらも、値上げや減便を回避する航路事業者の方に支援金を交付するものでございます。令和元年度と比較して10%以上の乗降客数の減少がある月をこの支援金の交付対象としたところ、昨年度は、運行休止のため、令和2年11月から対象から外れた秋月航路を除き、全ての対象航路において、ほぼ全期間支援金を交付いたしました。市内航路における乗降客数は令和2年4月、5月は前年同月の約40%の減少、そのほかの月は約20%と大幅な減少が生じているところでございます。

次に、2点目の市全体の海上交通についてでございます。

国土交通省が実施する港湾統計調査によると、令和元年の市内航路の乗降客数は約199万人であり、10年前である平成21年の約276万人と比べると、77万人、28%減少しております。人口減少の進展に伴い、市内航路の乗降客数は減少傾向にあり、航路維持のための環境は年々厳しさを増しております。こうした中であって、いかにサービス水準の低下を極力避けつつ航路を守るかという点は、本市にとって大きな課題でございます。

近年に限っても、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、航路の経営に大きな影響を与える事象が発生しております。航路のあり方は、こうした社会情勢や乗降客数の動向、市内4社の航路事業者の経営判断などを踏まえつつ、その時々に応じた適切な選択を行っていく必要がございます。引き続き、航路事業者との連

携を密にしながら、市民の大切な足である航路の維持確保に全力で取り組んでまいります。

次に、3点目の中町・高田一宇品航路で赤字が続いた場合の対応についてでございます。中町一宇品航路は令和元年度に減便や値上げを可能とする条件を提示した上で指定管理者を公募選定し、令和2年10月から第2期、5年間の指定管理期間が開始しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症という、当時は予見できなかったリスク要因への対応は検討する必要があるものの、原則指定管理期間が満了する令和7年9月までは、料金便数などを含め、現在の条件で運行していただくこととなります。次期指定管理者の公募の際は、その際の情勢を踏まえ、赤字運行とならず、中町一宇品航路を維持することができる条件設定を行ってまいります。

次に、4点目の県の生活航路対策事業補助金制度の適用航路拡大についてでございます。

広島県の生活航路への補助制度は、運行距離や時間短縮効果などの要件を満たす航路の運航欠損額を補助対象とするものでございます。本市では三高一宇品航路、切串一宇品航路、小用一宇品航路、小用一呉航路、中町一宇品航路の5つの航路が補助対象航路として指定されており、うち三高一宇品航路において、この補助制度を活用しているところでございます。

今後、他の補助対象航路を運行する航路事業者から当該補助制度の適用を求める要望があった場合には、広島県や広島市、呉市と制度の活用に向けた協議を行ってまいります。

次に、5点目の人口減による利用者減を補う施策についてでございます。

航路の維持にとって主となる利用者は、やはり毎日利用される通勤・通学客でございます。市内へのしごとの場の創出、県立高校の維持活性化、海と陸の接続向上等の利用環境改善などにより乗降客数の確保を図ってまいります。

また、恒常的な利用者ではないビジネス客・観光客などの確保も航路の維持にとって重要な要素でございます。仕事の場の確保やリモートワーカーの誘引、市内観光の促進、本市のPR、移動しやすい公共交通ダイヤの構築などにより、こうした利用者の確保も図ってまいります。

また、利用者の増加を図るためには、航路を経営する事業者みずからの集客努力も必要となってまいります。市といたしましても、航路スタンプラリーなど公共交通協議会の枠組みを通じた共同企画の実施や、航路事業者が主催する旅行プランなどの広報に協力することにより、官民一体となって利用者の増加を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） ただいま5点につきまして、市長のほうから答弁をいただいております。これからは順次、一つ一つにつきまして再質問させていただければと思っております。

まず1点目なんですけれども、新型コロナウイルスの影響で、本当に今乗降客数が減

少しているということはよく理解しているところでありますが、令和3年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる乗降客数減少、こちらのほうはやはり全航路20%程度で続いているのか、このことについてまず確認したいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 御質問にありました令和3年度の乗降客数の状況なんですけど、引き続き、やっぱりコロナの影響を受けて、前年度程度の減少は出ております。以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今年度は国の令和2年度の第3次補正予算ということで、広島便3便、呉便3便で2,880万、これが航路維持支援金ということ、予算されておりますけれども、恐らくまだコロナの収束というのが見えない中で、さらにまだ厳しい状況が続くのかなというふうに思っております。

一方で、今の市の支援でございますけれども、県独自で支援策をしておられて、広島県管理港湾、小用港であるとか、中田港、三高港とか港湾施設使用料というのが、たしか令和2年度におきましては、減免措置というものがあったかと思えます。これは江田島市のホームページにも掲載されておりましたけれども、令和3年度は引き続き減免措置があるのか、それとも支払い猶予制度でとどまっているのか、このことについて教えてください。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 港湾施設の使用料の減免につきましては、令和2年度、こちらの期間のほうは令和2年4月から令和3年3月までとなっておりますけれども、こちらをもちまして終了となっております、現在は対象となっております。

また、令和3年度の広島県港湾の支援策につきましては、支払い猶予制度ということで、令和3年4月から令和4年3月というところで行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。県のホームページを見ましても、部長おっしゃるとおり減免措置がなくて、このたびは支払い猶予ということでございますが、江田島市にとりましてやはり航路というのは生命線であり、いわゆる係船料とか、そういったものも含めてやはり支払いコストに入るということにおいて、運行採算、非常に厳しい中で、何とかまた県のほうにでも港湾施設料の減免措置のほう、御検討いただけるように、市のほうからも働きかけていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に移ります。

2点目の市全体の海上交通については、後ほど再質問させていただきます。

先に、3点目の中町一宇品航路の公設民営化、このことについて質問させていただきます。

先ほどの市長答弁では、この航路を新型コロナウイルス感染症の支援策は講じるが、それ以外は原則支援しないという内容の答弁だったかと思えます。また、今は第2期で

ございますが、期間が令和7年10月からの次期指定航路管理者の公募の際には、赤字航路とならない条件設定をすることとしたいということでございました。利用者の減により、赤字航路とならざるを得ない場合は、方法としては、このたびのように運賃値上げとか減便ということになります。仮に便数の減となれば、現在のサービス基準、これは国土交通大臣が設定・公示する、生活に必要な輸送を確保するための最低限維持すべき輸送サービスの水準、今中町航路は平日20往復、日祝休日は18往復ということになっていますが、これを今後、もし仮に減便する場合は、サービス機能を変更するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 航路運営のあり方については、当然経営されている事業者の判断によるところが大きいのですが、胡子議員おっしゃられるとおり、今後経営収支バランスが取れなくなった際には、そういったことも検討する場面が来るんじゃないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。本定例会で、スーパー千鳥の更新に係る船の建造費用が補正予算に計上されてきております。エンジンの小型化とかをして燃料費を削減するという計画というふうに聞いております。

これまでも、経費削減については、中町航路と三高航路の船員の共有化や、利用人数が少ない便においては、指定管理者の瀬戸内シーラインさんの自社の小型船を中町航路で使用するなどの経営努力は行っていらっしゃいます。新造船が就航するに当たっても、瀬戸内シーラインが所有する船舶と組み合わせ、宇品、宮島、小用、呉、高田、中町、そして三高を結ぶそれぞれの航路で船舶や船員を共有化することによってコストを削減できると私は思っておりますけれども、市の所有船を中町航路以外での利用も可能という認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 市が所有する船舶は、中町一宇品航路の運行に必要なものとして旧能美町が建造したものであり、現在も中町一宇品航路で使用しております。

しかしながら、運行事業者がこの航路の維持に必要な収益確保のために、貸し切り運行で活用したり、他の航路で活用することがあっても、それを妨げるものではないと、このように考えております。以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。やはりどうしても時間帯によっては人数が少ない、人数が少ないところに大きな船で走らせても燃料費がかかるだけですので、そういう期間、本当に有効な資源、航路の運航資源、これを有効に活用していただいて、全ての航路が円満に採算向上アップということがあるべき姿だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に4点目、県の生活航路維持確保対策事業補助金制度にかかわる質問についての再質問をさせていただきます。

平成24年当時、市のほうから受けた資料では、県が想定している航路というのが先ほど市長答弁にあった5航路のうち、中町航路を除く4航路というものを資料配付していただいております。このたび御答弁の中で、中町航路も県の対象航路ということですが、これは公設にしたことによって対象に指定されたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。それで、先ほど市長答弁の中で、航路事業者から要望があったら補助金制度に対応していくということでございます。新型コロナウイルス感染症の支援策で、私はちょっと焼け石に水のような感じがいたします。

例えば、今中町航路の指定管理の結果のモニタリング、そういったもので乗客数であるとか、あとは運賃収入とか、そういったものを経常経費、損益ですとか一覧表を公表されております。そうしていくと、やはり乗降客数の減少のパーセンテージがおおよそ運賃収入のパーセンテージなんです。仮に中町航路が20%の利用者が減ということは、運賃収入も20%減ということになります。過去の運賃収入というのが大体3億二、三千万、少ないとき、いわゆる去年の9月決算ですけれども、そのときに2億4,000万でしたけれども、これ言ってみれば運賃収入、例えば3億円と見ましょか。これが要は乗降客数20%減による運賃収入というのは月間500万円なんです。500万円の運賃収入が減になって支援が50万ということで、その数字を見れば今の、確かに支援策としては私も応援しておりますけれども、この額というのが言ってみれば焼け石に水かなというふうな状況に、陥っているということなんです。

県の補助金を受けるには、先ほど御答弁いただきましたように、航路区間の関係市、言ってみれば、中町航路であれば広島市、小用一呉航路は呉市ということになりますが、協議が必要になってきます。そういった意味で、今は航路事業者から要望があったらということでございますが、まずは航路事業者へのこの補助金制度の利用について、そして今の航路の経営状況、こういったものをヒアリングをしながら早めの対応を取ることが私は大切だと思うんですけれども、このことについていかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 航路事業者の経営状況とか、乗降客数の推移、このあたりについては、日々ヒアリングをする中で状況を確認するようにしております。その中で、経営バランスがなかなか難しくなった際には、議員おっしゃられるとおり、航路の補助金を必要と要望があれば、関係市、中町一宇品航路であれば広島市と調整を図ることになると思います。その際には当然に、並行して広島県のほうにも事情を説明した上で、補助の要求をしていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。本当に今厳しい、特に観光業界は非常に厳

しい状況です。例えば昨年11月に運行休止をした秋月－呉航路、こちらもやはり呉港湾内でのクルーズのいわゆる利益の部分を秋月航路に入れていただいて、しっかりと生活航路を支えていただいているというふうに聞いております。また、瀬戸内シーラインさんにしても中町航路だけじゃなくて小用からも、呉と宇品もあります。

一方で、広島港から宮島港、ここの観光利用の航路もあって、恐らく運賃収入でいくと、運賃の規模でいくと、たしか大人1人1,900円ぐらいだと思うんですね、宇品と宮島が。一方で、中町とか小用から広島というのはそれより半額ぐらいじゃないですか。となると、ある意味ではドル箱路線のはずなんです。ところが今、現状じゃあ宮島に観光客が来てるかという、なかなか非常に厳しいのが皆さん御存じのとおりだと思うんですね。そういった意味では、瀬戸内シーラインさんのあらゆる、宇品港、呉港を起点とした航路の中で、非常に厳しい状況も続いていると思いますので、ぜひこれは江田島市民の生命線でもあるわけですから、積極的に応援の体制を取っていただきたいと。

また、関係市町でいくと広島市ですね。こちらのほうも恐らく積極的に協力していただけるものと私は思っています。これは平成26年に海生交流協定というものを江田島市と広島市が結んでおりますが、ここでやはり、港のにぎわいというのと、航路を守っていくということも書いております。

あとは、いわゆる連携協約、広島市と江田島市との連携協約においても、やはり生活航路を守っていくというのが、広島市の役割としては、不採算航路の運行の一部補助などを主体的に取り組むというふうに銘打っております。江田島市の役割としては、広島市と協力してやっていきますということでもありますので、ぜひここら辺を一つの突破口として、早め早めに広島市さんとも協議、事前に下話やっていただきたいなと思っております。

すみません、次の質問に入るわけですが、市全体の海上交通についてどうかということでございます。

平成28年から令和2年の5か年度を期間とした江田島市公共交通網形成計画、こちらが終了し、この最新版、こちらを改めて更新するという意味ですが、江田島市地域公共交通を今年度、令和3年度策定する予定になっております。江田島市公共交通協議会で、陸上交通も含めた公共交通のあり方を議論していくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議員、お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。あと、将来的になんですけども、今民間航路あります。4社7航路というんでしょうか、小用便をフェリーと高速艇を1便ずつとカウントすると8航路になるんですけども、要は中町－宇品便を除くと民間航路でございます。将来的に、民間航路について、やはり公設民営化を検討する時期も来るのではないかと思うんですけども、このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 利用者がコロナ禍もあって減少する中で、民間の航路事業者は本当に頑張って運行してくれております。現実になってほしくはございませんけど、万が一撤退を余儀なくする航路が出てきた場合には、公設民営化も選択肢の一つとして対応を検討する必要があると、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） これが平成21年、皆さん御記憶にあるかと思うんですけども、燃料費の高騰という時代がございました。このときに、広島県、そして広島地区、そして呉地区の旅客船協会が、公設民営化の検討要望というものを市議会に提出されております。これ恐らく同じものが市役所市長宛てにも来ているのではないかと思うんですけども、こういった時期もありました。

今燃料高騰というのは若干上がっていますが、今はそうでもない、その当時に比べれば。ただ、今の新型コロナの影響であるとか、あとは人口減少による利用者減、これによって運賃収入が下がりながらもコスト削減では賄えないとなったときに、やはりどうしても、いつかこういうふうな公設民営化の検討もせざるを得ない時期が来ると思うので、ぜひ先ほどの公共交通の計画を、交通計画つくる中にもここをひとつ議論の一つのテーマとして上げていただきたいと思います。

その民間航路の公設民営化を、今検討すると、復帰してはどうかということですが、これ並行して、やはり避けて通れないのが航路集約の議論になります。江田島市では、平成16年に合併してから西能美航路、これは三高一宇品航路と中町一宇品航路について、航路の経営安定を目的として、再編、再々編と2度の合理化を経験しています。2度も再編をしたんですが、御存じのとおり三高航路は赤字でございまして、今県の生活航路維持確保対策事業補助金制度を活用しております。そういった意味で、持続可能な航路面においても一度議論しなければならない時期が来ていると思うんですけども、このことについて、公共交通協議会の会長である土手副市長、何かコメントをいただければと思っているんですけども。

○議長（吉野伸康君） 副市長。

○副市長（土手三生君） 今いろいろ、御不安の点が多々あるかと思うんですが、現状をしっかりと踏まえながら、合併からいろいろかなり逆風が吹いてきておりますので、今回計画をつくっていきます。そうした中で、いろんな皆様の御意見を聞きながら計画を策定して行って、よりよい形になっていくような江田島市の公共交通に持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今本当に三高航路も、この生活航路の支援、県の補助金制度を活用したのが平成26年からなんですね。年々、今決算数値を見ても、江田島市が県の補助金を含んだ交付額というのか、令和元年がもう2,900万になっています。県を含んだものですからね。県が半分持ってくれるということなんですけど

ね。令和2年、これはコロナの分もあるかも、いやコロナではないですね、令和2年予算が3,896万の補助なんですよね。うち半分が県が補助してくれます。令和3年度、これはコロナのことも加味していると思います。コロナの支援金は、この県の補助金を使うところは支給しませんから。となると、令和3年の予算が5,479万。要は令和2年度が1,583万アップしているんですよ、そのうちの半分は県が補助していただけますけど。

そういった意味で、非常に今、三高航路の採算が悪化しているというのが事実であります。皆さん御存じのとおり、三高航路も瀬戸内シーラインさんです。そういった意味では、瀬戸内シーラインさんの様々な航路の中のひとつ大きな厳しい航路であるということもあるんで、やはり今後、民間の方々と一緒に公設民営を考えていくプラス航路集約、ここをひとつたたき台じゃなくて、ひとつキックオフというか、将来的に考えていただきたいということで、今後公共交通協議会の中で議論していただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

5点目、人口減少による利用者減を補う施策ということでございます。先ほど市長答弁にもありますように、やはり航路の維持をするのに主要な利用者というのは、毎日利用する通勤・通学者ということであります。ここで見ていくと、やはり人口の問題を見ると非常に厳しい現実が見えてきます。合併直後の平成17年生産年齢人口、16歳から64歳ですが、1万7,336人。一方で、令和元年、こちらが1万241人、減少数は7,095人であり、減少率が40.9%なんです。いっても働き世代、要は生産年齢人口が少なくなるから、利用者も少なくなるということになってくると思います。非常にちょっと厳しい数字であります。

ちょっとお聞きしたいんですが、今の第2期総合戦略というものがあります。第1期の総合戦略のときにはKPI、重要業績評価指標に交通利用者の減少率を評価指数として上げられておりました。このたび第2期の総合計画を見ていると、そこがちょっと削れてまして、どちらかというところ、MaaSという新たな時代を担う交通網についての戦略しか書き切れてないんですけれども、これは何か、そこら辺の趣旨というのはあるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 総合戦略につきましては、人口減少にどう対処するかという計画でございまして、第1期では、それぞれのKPIを達成した結果、人口にどう影響を及ぼすのかを関連づけがされておりました。このため検証が困難だったということがありました。これを踏まえて、第2期計画においては、KPIによる指標を各事業の実施件数など取り組みプロセスを目標値として、それを達成した際の人口への影響を試算することで、人口の増加にどれだけ寄与できるかを検証できるものとしております。交通利用者数につきましては、施策というよりは取り組み成果に近い指標でございまして、また、人口増減とリンクして検証することが困難であるため、今回の総合戦略におきましては目標値として設定はしていないと、このようになります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） はい、わかりました。本当に今、人口減少、そしてあとは新型コロナウイルスによる観光客が、今誘引が望めないような環境ではありますが、やはりアフターコロナに向けた観光誘引、誘客、こちらも非常に大切なところになってくると思います。

以前にも申し上げたんですけれども、仮に広島市民、今120万人近くいますけれども、5%の方が江田島の航路に往復1回乗っていただければ6万人の需要がアップするわけなんですよね。また、広島市を中心とした、いわゆる200万都市圏内で、先ほどのような、仮に5%で、1回でも江田島市に来ていただきたいというふうなところできると、またふえていくと。

今本当に、明岳市長が今日市政報告で、今様々な企業さんが来ていただいて働く場ができております。新たに来られた方、そして今島で頑張っている、もともといらっしゃる方々の頑張りによって、えも博も昨年度はオンラインでしたけども、このコロナ明けには恐らくリアルなものになってくるでしょうし、これが今本当に江田島市が光り輝く、まだ土俵の徳俵に差しかかっているだけなので、何ぼでもうっちゃうことができると思うんです。そういった意味では、ぜひとも行政の皆さんにもしっかりと検討していただいて、市民も頑張ります、議会も頑張りますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

最後になんですけれども、毎年500人前後の人口減がこのまま続いてしまうと、10年で5,000人がいなくなるということなんです。そういった意味では非常に海上交通、どういうふう維持していくかというのは大きな、これは行政の問題じゃなくて、もうオール江田島市民の問題でございますので、行政、議会、市民が三位一体となって江田島市の海上交通を守るところで頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、13番 胡子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時21分）

（再開 14時30分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） 皆さん、こんにちは。1番議員、市民クラブの長坂実子です。それでは、通告に従いまして3項目4点の一般質問を行います。

1項目め、包括的な性教育について伺います。

思いがけない妊娠や、性被害、性犯罪を防ぎ、子供の性と健康を守り育てるために、社会の性的環境や子供の性的発達と実態に即して、性への正しい知識とジェンダー平等な人間関係や性的自己決定能力を育むことが必要と考えます。そこで、次の2点について伺います。

1、どのような性教育の指導をしているのか。

2、制服着用 of 学校でのジェンダーレス制服の導入状況は。

続きまして、2項目め、特別支援教育について質問します。

本市の小中学校には通級指導教室がなく、設置を要望する声があります。通級指導教室は、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に、言葉の遅れや発達障害等の障害に応じた特別の指導を週に1回程度、個別に行うものであります。個に応じた教育の充実のため、通級指導教室を設置してはどうでしょうか。

3項目め、滞在しやすくなる受け入れ体制について伺います。

本市では、サテライトオフィス等の誘致、ワーケーションの推進を行っています。交流人口の増加、定住促進のためにも、子供を含めた家族が滞在しやすくなる受け入れ体制が必要であると考えますが、本市での受け入れ体制について伺います。

以上、3項目4点について質問いたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から3項目4点の御質問をいただきました。まず私が、3項目めの滞在しやすくなる受け入れ体制についてお答えをさせていただきます。その後、1項目めの包括的な性教育について及び2項目めの特別支援教育についてを教育長から答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、3項目めの滞在しやすくなる受け入れ体制についてでございます。

本市では、広島県と連携して都市部にあるIT企業等の地方への流れを受けとめるため、サテライトオフィスの誘致に取り組んでおります。昨今IT技術の進展やコロナ禍の影響もあって、働く場所を選ばないリモートワーカーや、居住地を離れ、仕事と遊びを兼ね備えたワーケーションなど、人々の働き方は大きく変革をしております。

こうした環境の中、本市に興味を示された方の相談窓口となります移住交流拠点施設「フウド」では、企業のオフィス進出や移住・定住に関する相談はもとより、島の魅力である遊びや生活スタイルなどについて、総合的に情報提供することで、安心して江田島市を選んでいただける相談体制を整えるように努めております。

さらに、企業誘致や移住・定住を成功に導くために、子育て中の家族が利用する際には子供の預かり施設として市内で運営する民間のベビーシッターをされている団体を紹介するなど、引き続き子供さんを含めた全ての家族が過ごしやすい環境づくりを整えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 長坂議員から、2項目3点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。答弁が長くなりますので御容赦ください。

初めに、1項目めの包括的な性教育についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のどのような性教育の指導をしているのかについてでございます。本市の小中学校では、学習指導要領にのっとり、主に小学校では体育科、中学校では保健体育科を中心に、体の発育や発達、心身の機能や心の健康などについて、系統的な学習を行っています。さらには道徳科や特別活動の時間におきましても、異性の尊重などについて取り扱い、指導を行っています。

具体的な指導内容といたしましては、小学校では児童みずからが主体的に健康でより

よい生活を送るための基礎として、健康の大切さを認識させるとともに、体の発育や発達について理解できるよう発達段階に応じた指導を行っております。

また、小学校三、四学年では、体は年齢に伴って変化することや、体の発育や発達には個人差があり、思春期になると、次第に大人の体に近づき、異性への関心が芽生えることなどを教えております。

また、五、六年生では、心の不安や悩みへの対処方法などを理解させた上で、不安や悩みを緩和するための方法などについて指導しております。

さらに中学校では、エイズなどの性感染症が社会問題化していることから、感染リスクを軽減する予防方法を教えたり、生徒自身が性に関する様々な情報を正しく選択して適切に行動できるよう指導しております。

今後も性に関する指導につきましては、情報化社会の進展に伴い、性に関する誤った情報が簡単に入手しやすくなっていることから、保健体育科のみならず、学校教育全体で、家庭の協力を得ながら発達段階に応じた指導を適切に行ってまいります。

次に、2点目の制服着用の学校でのジェンダーレス制服の導入状況についてでございます。

議員御指摘のとおり、社会の性的環境が目まぐるしく変化する中で、平成27年度には、文部科学省から性同一性障害に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応について通知がなされ、トランスジェンダーの児童生徒を考慮する観点から、全国的に制服のジェンダーレス化が進んできております。

具体的に、東京などの都市部におきましては、性別に関係なく服装が自由に選択できるよう校則の改正が検討されるなど、男子はズボン、女子はスカートといったこれまでの原則が見直される動きが出ている状況でございます。こういった背景を踏まえ、広島県におきましても、県立高校を中心にLGBTの視点を取り入れ、制服のジェンダーレス化に取り組む学校がふえつつあり、新たに制服をリニューアルし、男女共にスラックスとスカート、ネクタイとリボンの組合せが自由に選べれるような学校が出てきております。

このように、新たに女子生徒が着用する制服にスラックスを導入する動きが広がってきており、本市におきましても昨年度、トランスジェンダーの生徒に配慮する観点で制服の見直しを検討し、今年度から女子生徒でもスカートとスラックスを選べる標準服を採用している学校も出てきております。

現段階ではセクシュアルマイノリティーと呼ばれる方々は少数派ではございますが、今後も各学校におきましては、多様性を重視し、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員一人一人が性の悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となれるよう努めてまいります。

続いて、2項目めの特別支援教育についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、通級による指導は通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、通常の学級で行う教育課程に加え、障害の種別に応じた特別な指導を、週当たり1単位時間から最大8単位時間まで、特別な教室で行う制度でございます。

しかしながら、本市ではこういった通級による指導はこれまで実施しておりません。

実施していない大きな理由といたしましては、通級による指導を受ける対象者が学校教育法施行規則の規定により、言語障害や学習障害等がある者に限定されており、新たに通級による指導を行う学級を編成する際には、1人の教員に対し、対象児童生徒が13人必要となるためでございます。

また、通級を実施する際には通級指導教員在籍校に他校から移動して指導を受けることとなるため、学びの時間を十分に確保できないことが懸念されます。令和3年5月1日現在、本市の小中学校におきましては、小学校では6校で計14学級、中学校では4校で計6学級の特別支援学級があり、主には知的障害や自閉症、情緒障害等の障害のある児童生徒や、虚弱及び身体が虚弱な児童生徒に対して、少人数学級を編成し、特別な教育観点に基づいた指導や支援を行っております。

このような現状を踏まえ、本市では特別支援学級の充実を図るため、県費で加配措置された教職員以外にも、市費で講師を加配措置し、各校の実態に応じた個への指導が充実できるよう、切れ目のない支援体制を構築しております。

さらには、児童生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かい指導を行うことができるよう、各校で個別の指導計画を作成し、全校的な支援が行えるよう特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会を企画したり、関係諸機関との連絡や調整を行っております。

御承知のとおり、特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、障害の状態や発達段階に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要でございます。

以上のことから、本市では今後も各校の実態に応じた個への指導が的確に行えるよう、県立特別支援学校が持つセンター的機能や巡回相談などを積極的に活用することにより、教職員のスキルアップに努め、児童生徒の障害の状況に応じた指導をしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） まず、性教育の内容について再質問いたします。

10代は妊娠による出産率よりも中絶率のほうが高く、体に負担のかかる周期での中絶割合が高いなど、若年層の妊娠への理解の乏しさが指摘されています。厚労省の人工妊娠中絶の報告によりますと、広島県内中学生に相当する年齢の事例のほか、低年齢では13歳未満の事例もあります。

御答弁によりますと、中学校では、性感染症予防や性に関する情報を正しく選択して適切に行動することを指導しているとのことですが、具体的に性交、避妊、中絶などを正しく理解し、知識が身につくよう授業で取り扱われているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） どこまで踏み込んで性教育を行っているかとの御質問です。

学校教育における性教育につきましては、どの段階で開始されるべきものなのか、どこまで深く踏み込んでよいのだろうか、世界の各国において様々な論争があります。

我が国におきましても様々な論争がありまして、欧米諸国に比べると日本の性教育は遅れていると言われていた一方で、過度な性教育は子供たちに大きな影響を及ぼしかねないとの声が強くなり、現在の学習指導要領では、性行為や避妊については取り扱わないという内容になっております。

したがって、議員おっしゃった性行為、避妊、中絶につきまして、学校教育の中で授業としては取り組むのは難しいというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 性交渉、避妊、中絶などの具体的な性教育によって、性交渉に慎重になるということは諸外国でも証明されております。日本でも、秋田県は中学生からの性教育講座に取り組んで、それまで多かった人工妊娠中絶を減少させています。

正しい知識を身につけて、自己決定能力を持ってジェンダー平等な人間関係をつくるためにも、本市でも中学生から性交渉、避妊など、具体的な性教育に取り組んでいただきたいと強く思います。

ただ、今御回答ありましたように、学習指導要領の関係で、市単独で性教育を進めるのは難しいということも分かりました。私は、今の中学校の学習指導要領では、今の子供を取り巻く社会、性の実態に即した十分なものではないと思います。可能な範囲で、より具体的な性教育に取り組んでいただきますよう、要望いたします。

続いて、小学校低学年やこども園での性教育について質問いたします。

小学校低学年児童やこども園など未就学児にも、性犯罪や性にかかわるトラブルから身を守ることを教える必要があると思います。プライベートゾーンを見せない、触らせないなど、幼少期から学べる絵本などの教材を活用して、早めの、年齢に応じた性教育に取り組んではいかがでしょうかと思っておりますが、小学校、こども園、それぞれどのように考えますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 今回の質問に関連しまして、先週火曜日の朝刊、6月7日の中国新聞ですけれども、ごらんになった方もいらっしゃると思います。家庭で性教育の勧めという記事でした。その記事は、正しい性の理解は性被害の予防に直結するという内容のものであります。その記事にもありましたが、内閣府と文部科学省が今年の4月、幼児期から大学まで年齢に応じた6種類の教材を公表しています。性暴力の被害者にも、加害者にも、また傍観者にもならないことを目的とした内容で、命の安全教育という教材です。行き過ぎた性教育にならないよう配慮しつつ、議員御指摘のとおり、幼少期からそれぞれの年代に応じた性教育に取り組むことが必要であると考えています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） こども園での性教育ということでございます。園児など幼い子供は、被害を被害として認識していないということから、抵抗することや相談するということがあまりございません。そのため、水着を着て隠れる部分、そういった体の部分、いわゆるプライベートゾーンと言われるものなんですけれども、これを見

たり、見せたり、触ったり、触らせたりしないよう、子供たちがそれを知るということは本当に大切なことだと思っております。

そうした中、先ほどの教育次長の答弁にありましたように、中国新聞での性教育の記事が掲載あったその日なんですけれども、この日に開いております認定こども園の園長会議におきまして、先ほどの国の教材や絵本を活用していくように話をしたところでございます。

また、ある園では、保護者向けといたしましてプライベートゾーンのチラシをもう既に掲示をしております。

今後は、子供たちがプライベートゾーンを優しく学べるように、絵本を購入していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 保護者からも、学校やこども園での性教育への取り組みの要望があります。積極的な取り組みをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

本市でも、一部の学校で制服のジェンダーレス化に取り組まれているとの御答弁がありました。各学校で制服の規定や頭髪などについて校則に定められていると思いますが、ジェンダー平等や多様性の視点から、各学校での校則の見直しは進んでいるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 校則の見直しは進んでいるかとの御質問です。校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校長が定めるものでございます。児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守ることができるよう指導を行うことが重要です。

また、校則の内容につきましては、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識などを踏まえて、絶えず見直しを行う必要があります。

今後も時代の進展や価値観の多様化、さらには地域性なども加味されて校則が見直されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 校則の見直しに取り組まれていることは分かりました。LGBTなどのセクシュアルマイノリティーは人口の5%、20人に1人いると言われております。相談しやすい環境づくりに取り組まれていることと思っておりますが、そういったセクシュアルマイノリティーの多くが隠して過ごしていると言われております。制服のジェンダーレス化など校則の見直しについては、積極的な取り組みをお願いしたいですし、学校側からぜひ、性の多様性についての肯定的なメッセージを発信するなど、関連図書を置くなど取り組んで、ジェンダー平等な関係、多様性を受け入れるような環境づくりをお願いします。

また、本市で進められておられる学校でのトイレの洋式化にあわせて、性別関係なく

使用できるみんなのトイレ、その設置などをまた積極的に、施設面のほうでも環境づくりをお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

通級指導についての項目に移ります。通級指導の教室は設置しないとの御答弁、回答だと思いますが、指導・支援の必要な児童に対し、学校はどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 通常学級に在籍しているけれども、若干支援が必要な児童・生徒に対してどのような支援を行っているかという御質問です。

そうした児童・生徒に対しましては、県の市町支援加配や、指導方法工夫改善加配を配置し、さらに、場合によっては市費の講師を追加で配置するなどして、ニーズに応じたきめ細かい指導を行うとともに、各校の実態に応じまして、それぞれの児童に対する支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 担任は、その子の障害や特性を理解した上で指導力が発揮されるものだと思いますが、その教員の専門性は、どのようにして生みつけられるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 教員の専門性向上についてのお尋ねだと思います。

毎年、県の教育委員会あるいは大学の先生を外部講師として招聘し、市の教育委員会において研修を行っております。また、広島県教育委員会主催の研修会に積極的に教員が参加し、専門性を高めております。

さらに、小中学校では特別支援教育に関する高い知識や経験のある教員、特別支援教育コーディネーターといいますけれども、任命して特別支援の担任をサポートされております。そして、特別支援教育コーディネーターが中心となって、関係諸機関と連携し、児童生徒の特性に応じた指導方法等を学ぶ校内研修を企画・運営したり、呉特別支援学校江能分級などの外部機関の指導助言も受けるなどして、教員のスキルアップに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 放課後等デイサービスがいっぱい、昨年度より入れない状況が続いています。事業所の状況や療育支援を望む保護者の把握はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 事業所の状況や保護者の状況を把握しているかという御質問です。

放課後デイサービスの受け入れ状況につきましては、年度当初であれば、ほぼ希望どおりの受け入れが可能であるものの、年度の途中で加入を希望しても、定員がいっぱい

で難しい状況が生じていると聞いております。

教育委員会におきまして、それらの具体的な状況については把握はしておりませんが、各小中学校では、先ほど教育長が申しました特別支援教育コーディネーターが中心となりまして、そうした相談にも応じるケースがあると伺っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 子供の療育環境が十分とはいえない現状でもあります。事業所や福祉部局との連携もして、校内での個別の指導・支援の時間を充実させていただきようをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 連携、充実していただきたいとの御要望です。

関係機関との連携につきましては、呉特別支援学校江能分級特別支援教育コーディネーターが計画的に巡回訪問して、各小中学校の授業場面の観察、校内における支援体制づくりへの助言等を行ってもらうなど連携を図っておりますものの、子供の療育環境につきましては、議員おっしゃるとおり、十分とはいえない現状もあります。

今後学校教育において、特別支援教育の重要性はますます高まるものと考えています。教職員のスキルアップに努めるとともに、関係機関との連携を強化し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 通常学級での指導・支援が必要な子供への講師の加配や、教員のスキルアップなどの取り組みも分かりましたし、保護者からも先生方が子供たちに熱心に対応しているというお話も聞きます。ですが、個別の指導・支援を行う通級指導、これの要望もあります。

効果的な指導として多くの市町で取り組まれており、中には通級の担当指導教員が対象の児童生徒に巡回指導するという通級の取り組み方もあります。この巡回型であれば、本市が課題だとする児童生徒の移動の負担なく、子供の学習時間の確保も可能かと思いますが、巡回指導による通級に取り組んではいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 巡回指導による通級に取り組んではどうかという質問です。

まず、初めて聞く方もいらっしゃると思いますので、通級の仕組みについて少し話をさせていただきます。

通級とは、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒を対象として、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、別途障害に基づく学習上または生活上の困難の改善克服に必要な特別の指導を行う制度です。もう少し具体的に言いますと、例えば軽い言語障害のある児童生徒が、ふだんは通常の学級に在籍しつつ、例えば中町小に周辺の幾つかの小学校から、週のうち何時間か集まって専門の指導を行うというものです。

このように、1か所の学校に何人かの何校かから児童生徒を集めて指導をするのが通

級の基本ですけれども、その一方で、1か所の学校に集まるのが困難な場合に、児童生徒を集めるのではなく、先生が各学校を回って指導するというのが通級の巡回指導と言われるものです。

議員御指摘の巡回型の通級は、広島県内におきましても、少数ではありますがございます。近年言われております共生社会の実現に向けて、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、多様で柔軟な特別支援教育の推進が求められています。通級の巡回指導は、そうした取り組みの一つとして有効なものと考えています。

また、通級による指導を受ける児童生徒数は、全国的に見ましても年々増加傾向にあります。設置基準や巡回の形態などについて、本市において導入可能かどうか、効果が期待できるものなのかどうか、県教育委員会とも連携して研究を進め、今後も特別支援教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 保護者は共働きが当たり前の社会となりまして、学校に求められる子供の教育の役割は大きくなっていると思います。通常学級に在籍する発達障害などの軽度の障害の子供は数名、大体3人から5人いると言われておりますが、学習や生活で何かしら困難を抱えていると思います。社会で困らず生きていくためにも、早い段階で困難を改善して生活しやすくなるように、より柔軟に専門性の高い指導ができる特別支援教育に取り組んでください。よろしく願いいたします。

次の項目に移らせていただきます。

滞在しやすい受け入れ体制について伺います。

コロナの影響を受けて働き方改革が進み、ワーケーションも浸透しつつあると思います。一部の市内宿泊事業者からワーケーションの問い合わせがふえていると、よく話も聞きました。

ですが、託児の希望があっても、託児事業所がわからず対応できなかったということも聞きましたので、市内に向けてもワーケーション推進のPRをしていただいて、宿泊事業者がお子様連れのワーケーションに対応できるよう、事業者等の情報提供をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、本市ではサテライトオフィス誘致を進めていますが、サテライトオフィス勤務などの長期間の滞在に家族一緒の滞在も考えて、学校に通う子供の受け入れも柔軟にしてはどうかと考えます。

そこで伺いますが、デュアルスクール制度を導入してはどうでしょうか。住民票の移動なく、都市部と田舎の2つの学校に在籍し、通学できる制度です。サテライトオフィス誘致のPRにもなりますし、交流人口増加、移住の後押しになるのではないかと考えます。また、子供にとっても多様な価値観に触れることはいい経験になると思います。デュアルスクール制度の導入について、どのように考えますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） デュアルスクール制度を導入してはどうかとの御提案です。

デュアルスクールについて、初めてこの言葉を聞く方もいらっしゃると思いますので、まず、デュアルスクールとは何かについて、少しお話をさせていただきます。

現行の学校教育制度では、2つの学校に同時に籍を置くことは認められておりませんが、区域外就学制度を活用することにより、都市部に住民票を置いたまま、サテライトオフィスなど保護者の短期居住にあわせて、地方の学校に学籍を移動させるという制度です。都市と地方、双方の教育委員会との合意があれば、転校手続を簡略化して学籍を移動させることができます。

この制度は徳島県が力を入れておりまして、学習の進度、進み具合の違いを調整するために、受け入れた学校に県費で加配の教員をつけるなど、県教育委員会を挙げて取り組んでいます。

何事にもメリット・デメリットがありまして、児童生徒が学校になじむまでに時間がかかるとか、習い事や塾などについて、その間離れてしまうというような心配もあるわけですが、その一方で、地方の豊かな自然や文化に触れさせることで、子供に多様な経験をさせることができるというプラスの面もありますし、受け入れ側にとっても都市部の児童生徒を受け入れることによって、地方のよさを再認識できる機会になったとか、よいことも多くあるようです。

本市の最大の課題は、少子高齢化、人口減少です。その対策として、サテライトオフィスの誘致や交流人口の拡大に力を入れています。こうした本市の政策に伴って、今後デュアルスクールのニーズが高まることが予想されますので、広島県教育委員会とも連携を図るなどして研究を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ぜひ、デュアルスクールの制度の導入、お願いいたします。

最後に、日ごろより先生方の子供たちへの熱心な取り組みに感謝を申し上げますとともに、今後とも子供たちの育成には、人権を守り、個性を尊重し、多様な価値を受け入れられるように、時代や社会の流れに合わせた取り組みと一人一人の個に応じた教育の充実に努めていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番 長坂議員の一般質問を終わります。

## 延 会

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日は、これにて延会することに決定しました。

なお、2日目はあす午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は、御苦労さまでした。

(延会 15時09分)